

20-1 愛媛県災害対策本部条例

昭和 37 年 10 月 16 日

条例第 50 号

改正 平成 8 年 7 月 12 日 条例第 22 号

平成 24 年 10 月 23 日 条例第 43 号

愛媛県災害対策本部条例を次のように公布する。

愛媛県災害対策本部条例

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、愛媛県災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 8 年 7 月 12 日 条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 10 月 23 日 条例第 43 号）

この条例は、公布の日から施行する。

20-2 災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例

昭和37年10月16日

愛媛県条例第50号

改正 昭和57年7月16日条例第19号

平成25年10月15日条例第45号

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第71条の規定による従事命令により応急措置の業務に従事したものがそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第12条の扶助金の支給の例により、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受けた損害を補償する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年7月16日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年10月15日条例第45号）

この条例は、公布の日（同日において、災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成25年法律第54号）附則第1条第1号に掲げる規定が施行されていない場合にあつては、当該規定施行の日）から施行する。

20-3 災害派遣手当の支給に関する条例

昭和38年10月11日

愛媛県条例第28号

改正 平成12年12月22日条例第58号

平成17年3月25日条例第17号

平成25年7月12日条例第36号

平成25年12月20日条例第51号

（災害派遣手当の支給）

第1条 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第32条第1項（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第154条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条において準用する場合を含む。以下同じ。）及び大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）第56条第1項に規定する職員（以下「派遣職員」という。）に対し、この条例の定めるところにより災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）を支給する。

（災害派遣手当の額）

第2条 災害派遣手当の額は、派遣職員が愛媛県の区域内に滞在することを要する期間について、災害対策基本法第32条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあつては災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号）第38条及び新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成25年政令第122号）第10条の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定に基づき総務大臣が定めた基準による額とし、大規模災害からの復興に関する法律第56条第1項に規定する職員に対して支給する場合にあつては大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき内閣総理大臣が定めた基準による額とする。

（支給方法）

第3条 災害派遣手当の支給は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号）の適用を受ける職員の給料の支給の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月22日条例第58号）
この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月25日条例第17号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年7月12日条例第36号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第51号）
この条例は、公布の日から施行する。

20-4 災害派遣手当の額の基準

○災害対策基本法施行令第19条の規定に基づく災害派遣手当の額の基準

昭 和 3 7 年
自治省告示第118号

災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第19条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定める。

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

○大規模災害からの復興に関する法律施行令第43条の規定に基づく災害派遣手当の額の基準

平 成 2 5 年
内閣府告示第204号

大規模災害からの復興に関する法律施行令（平成25年政令第237号）第43条の規定に基づき、災害派遣手当の額の基準を次のように定め、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年8月20日）から施行する。

施設の利用区分 派遣を受けた都道府県又は 市町村の区域に滞在する期間	公用の施設又は これに準ずる施設 (1日につき)	その他の施設 (1日につき)
30日以内の期間	3,970円	6,620円
30日を超え60日以内の期間	3,970円	5,870円
60日を超える期間	3,970円	5,140円

愛媛県災害対策本部要綱

目次

- 第1章 総則（第1条～第2条）
- 第2章 災害対策本部（第3条～第18条）
- 第3章 災害警戒本部（第19条～第24条）
- 第4章 服務（第25条～第27条）
- 第5章 雑則（第28条～第29条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要綱は、愛媛県災害対策本部条例（昭和37年愛媛県条例第50号）第5条の規定に基づく愛媛県災害対策本部（以下「対策本部」という。）及び対策本部の設置に至るまでの災害応急対策を実施するために設置する愛媛県災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）に関し、必要な事項について定めるものとする。

（対策本部及び警戒本部の設置等）

- 第2条** 対策本部及び警戒本部の設置基準並びに職員の参集基準及び配備基準は、別表第1のとおりとする。
- 2 警戒本部を設置している場合において対策本部を設置する必要があるときは、警戒本部は、対策本部に移行する。
 - 3 対策本部及び警戒本部は、知事が、災害に係る危険がなくなつたと認めたとき又は災害応急対策が完了したと認めるときに解散する。
 - 4 対策本部又は警戒本部は、県庁第1別館3階災害対策室及び災害対策本部オペレーションルームに設置する。ただし、災害対策室等が被災して使用できない場合は、庁舎の被災状況に応じて、中予地方局庁舎内、その他、県災害対策本部長（以下「本部長」という。）が指定する施設の順に定めた代替場所に設置するものとする。

第2章 災害対策本部

（対策本部）

- 第3条** 対策本部の組織は、別表第2のとおりとする。
- 2 対策本部に災害対策副本部長（以下「副本部長」という。）、災害対策本部付（以下「本部付」という。）及び災害対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。
 - 3 副本部長は、副知事をもって充てる。
 - 4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 5 本部付は、教育長、公営企業管理者及び参与をもって充てる。
 - 6 本部付は、本部長の特命にかかる事務を処理するとともに本部長を補佐する。
 - 7 本部員は、次の職員をもって充てる。
 - (1) 防災安全統括部長
 - (2) 愛媛県行政組織条例（平成7年愛媛県条例第17号）の部長
 - (3) 会計管理者

- (4) 公営企業管理局長
- (5) 副教育長
- (6) 警察本部長

(統括司令部及び対策部)

第4条 条例第3条第1項の規定により、対策本部に統括司令部及び対策部を置く。

- 2 統括司令部は、別表第3に掲げる事務を所掌する。
- 3 統括司令部に統括司令部付を置く。
- 4 統括司令部付は、会計管理者をもって充て、統括司令の特命にかかる事務を処理する。
- 5 統括司令部の職員は、別表第4の職員及び災害対策本部統括司令部等の応援職員に関する要綱（平成29年3月21日制定）による応援職員（以下「統括司令部等応援職員」という。）をもって充てるほか、災害応急対策を円滑に実施するため、本部長が予め職員を指名するものとする。
- 6 対策部は、別表第5に掲げる事務を所掌する。
- 7 対策部の職員は、別表第6の職員をもって充てるほか、災害応急対策を円滑に実施するため、本部長が予め職員を指名するものとする。

(連携対応グループ)

第5条 統括司令部及び各対策部が実施する災害応急対策のうち、連携対応が必要な業務を円滑に実施するため、統括調整・司令室に当該業務を担当する者をもって構成するグループ（以下「連携対応グループ」という。）を置く。

- 2 連携対応グループは、本部長が連携対応業務の必要性にあわせて設置又は解散する。
- 3 連携対応グループにグループ統括リーダー、副統括リーダー及びグループ員を置く。
- 4 グループ統括リーダー及び副統括リーダーは、本部長が指名する。
- 5 グループ員は前条第5項及び第7項の規定に基づき連携対応グループの業務に従事する職員として指名された職員とし、別表第7に掲げる事務を所掌する。
- 6 本部長は、連携対応グループについて必要があると認めるときは、別表第7に掲げる以外のグループを設置することができる。

(本部会議)

第6条 本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて災害対策本部会議（以下「本部会議」という。）を招集し、主宰する。

- 2 本部会議は、本部長、副本部長、本部付及び本部員をもって構成する。
- 3 本部会議は、原則として、対策本部設置後2時間以内に開催し、以後は、必要に応じて開催するものとする。
- 4 第9条第5項に規定する地方本部長及び支部長は必要に応じ、テレビ会議により本部会議に出席するものとする。

(統括司令部内の会議)

第7条 統括司令部内に、災害応急対策について協議するため、別表第8に掲げる会議を置く。

(統括司令部及び各対策部の職員の派遣)

第8条 本部長は、必要があると認めるときは、統括司令部又は各対策部に所属する職員を、地方本部、支部又は市町に派遣することができる。

(地方本部及び支部)

- 第9条** 地方局における災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、対策本部に地方本部を置き、地方本部に支部を置く。
- 2 地方本部及び支部の名称、位置及び所管区域は、別表第9のとおりとする。
 - 3 地方本部及び支部の設置基準並びに職員の参集基準及び配備基準は、別表第10のとおりとする。
 - 4 地方本部及び支部の組織は別表第11のとおりとし、別表第12に掲げる事務を所掌する。
 - 5 地方本部に地方本部長を置き、支部に支部長を置く。
 - 6 地方本部長は各地方局長をもって充て、支部長は各支局長をもって充てる。
 - 7 地方本部長は、必要があると認めるときは、別表第12に掲げる班を構成する課室を変更することができる。
 - 8 その他の地方本部及び支部の職員は、別表第13の職員及び統括司令部等応援職員をもって充てるほか、災害応急対策を円滑に実施するため、本部長が予め職員を指名するものとする。

- 第10条** 地方本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて災害対策本部地方本部会議（以下「地方本部会議」という。）を招集し、主宰する。
- 2 地方本部会議は、地方本部長、支部長及び別表第13の職員（地方司令部の各副班長及び地方司令室室長補佐を除く。）をもって構成する。
 - 3 地方本部会議は、原則として、地方本部設置後2時間以内に開催し、以後は、必要に応じて開催するものとする。

第11条 第7条の規定は、地方本部長が当該地方本部における災害応急対策等について協議する必要がある場合について準用する。

第12条 地方本部長は、必要があると認めるときは、所属職員を市町に派遣することができる。

（現地災害対策本部）

- 第13条** 本部長は、災害の現地において、緊急に統一的な災害応急対策を実施するため、特に必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。
- 2 現地本部は、被災地を主として所管する地方本部又は支部に設置する。その際、当該地方本部又は支部の組織は現地本部に包含される。

- 第14条** 現地本部の長（以下「現地本部長」という。）は、副本部長、本部付、本部員、地方本部長及び支部長のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- 2 現地本部は、現地本部長及び現地本部員をもって組織する。
 - 3 現地本部員は、統括司令部又は各対策部の職員のうちから本部長が指名する者及び現地本部を設置した地方本部又は支部の職員をもって充てる。

第15条 本部長は、現地本部を設置したときは、人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するために必要な権限を現地本部長に委任することができる。

第16条 本部長は、現地における災害応急対策がおおむね完了したと判断した場合に、現地本部を解散する。

（被災市町支援班）

第17条 本部長は、被災した市町の支援のため特に必要があると認めるときは、統括司令部、各対策部、地方本部又は支部の職員のうちから職員を指名して被災市町支援班を構成し、当該市町へ派遣することができる。

（県外連絡部）

第18条 本部長は、災害応急対策に関し、国会、各省庁、公共機関、地方行政機関等との

連絡事務を円滑に処理するため、必要に応じ、県外連絡部を置く。

- 2 県外連絡部の名称、位置及び所掌事務は、別表第14のとおりとする。
- 3 県外連絡部に県外連絡部長を置き、東京事務所長をもって充てる。
- 4 県外連絡部に県外連絡部職員を置き、県外連絡部職員は東京事務所所属職員とする。

第3章 災害警戒本部

(警戒本部)

第19条 警戒本部の組織は別表第15のとおりとする。

- 2 警戒本部に本部長（以下「警戒本部長」という。）を置く。
- 3 警戒本部長は、防災安全統括部長をもって充てる。
- 4 警戒本部に災害警戒室及び対策部を置く。
- 5 災害警戒室は、別表第16に掲げる事務を所掌する。
- 6 災害警戒室の職員は別表第17の職員をもって充てるほか、第4条第5項の規定に基づき本部長が指名する職員とし、災害警戒室長が災害応急業務の必要性にあわせて順次招集するものとする。
- 7 対策部は別表第5に掲げる事務を所掌する。
- 8 対策部の職員は別表第6の職員をもって充てるほか、対策部を構成する各課室の職員とし、各対策部長が災害応急業務の必要性にあわせて順次招集するものとする。

(災害警戒本部会議)

第20条 警戒本部長は、災害応急対策について協議するため、必要に応じて災害警戒本部会議（以下「警戒本部会議」という。）を招集し、主宰する。

- 2 警戒本部会議は、警戒本部長、災害警戒室長及び各対策部長をもって構成する。

(地方災害警戒本部)

第21条 警戒本部に地方本部（以下「地方警戒本部」という。）を置き、地方警戒本部に支部（以下「地方警戒支部」という。）を置く。

- 2 地方警戒本部及び地方警戒支部の名称、位置及び所管区域は別表第18のとおりとする。
- 3 地方警戒本部及び地方警戒支部の設置基準並びに職員の参集基準及び配備基準は、別表第10のとおりとする
- 4 地方警戒本部の組織は別表第19のとおりとし、別表第20に掲げる事務を所掌する。
- 5 地方警戒本部に地方本部長を置き、地方警戒支部に支部長を置く。
- 6 地方本部長は各地方局長をもって充て、支部長は各支局長をもって充てる。
- 7 地方本部長は、必要があると認めるときは、別表第20に掲げる班を構成する課室を変更することができる。
- 8 地方警戒本部及び地方警戒支部の職員は別表第21の職員をもって充てるほか、地方警戒本部及び地方警戒支部を構成する各課室の職員とし、地方本部長が災害応急業務の必要性にあわせて順次招集するものとする。

第22条 第20条の規定は、地方本部長が当該地方警戒本部における災害応急対策等について協議する必要がある場合について準用する。

第23条 地方本部長は、必要があると認めるときは、所属職員を市町に派遣することができる。

(現地災害警戒本部の設置等)

第24条 第13条から第16条までの規定は、警戒本部長が、災害の現地において緊急に統一

的な災害応急対策を実施する必要があると認め、現地災害警戒本部を設置する場合に準用する。

- 2 前項に定めるもののほか、原子力災害時において、南予地方局八幡浜支局管内に現地災害警戒本部を設置した場合の取扱いは、別に定める。

第4章 服務

(職員参集及び配備計画の整備)

第25条 副統括司令、各対策部長及び各地方本部長は、災害応急対策を円滑に実施するため、別表第1及び別表第10に基づき、それぞれ統括司令部、各対策部及び各地方本部の職員参集及び配備計画（以下「職員参集・配備計画」という。）をあらかじめ整備するものとする。

- 2 職員参集・配備計画は、勤務時間外、休日等に発生した災害においても、所属する職員が迅速に対応できるように、職員の居住地等を考慮して整備するものとする。

(緊急参集)

第26条 職員は、勤務時間以外の時間に、対策本部又は警戒本部が設置されたとき、又は大規模災害の発生を覚知したときは、職員参集・配備計画に定めるところにより、直ちに勤務公署に参集するものとする。

- 2 職員は、交通機関の不通や道路の決壊等により、登庁できない場合は、最寄の自己の所属する部局の関係機関に参集し、災害応急業務に従事するものとする。
- 3 職員は、所属する機関に参集することができない場合は、所属長に連絡し、その指示を受けるものとする。

(適用除外)

第27条 前2条の規定は、統括司令部等応援職員については、適用しない。

第5章 雑則

(事務局)

第28条 対策本部及び警戒本部を設置しない間における対策本部又は警戒本部に関する庶務は、県民環境部防災局防災危機管理課で処理する。

(その他)

第29条 この要綱に定めるもののほか、対策本部及び警戒本部に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年6月11日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月30日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年6月16日から施行する。
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
この要綱は、平成30年12月10日から施行する。
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
この要綱は、令和元年5月23日から施行する。
この要綱は、令和元年7月16日から施行する。
この要綱は、令和元年10月9日から施行する。
この要綱は、令和2年2月20日から施行する。
この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
この要綱は、令和2年6月1日から施行する。
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
この要綱は、令和5年7月18日から施行する。
この要綱は、令和5年10月5日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

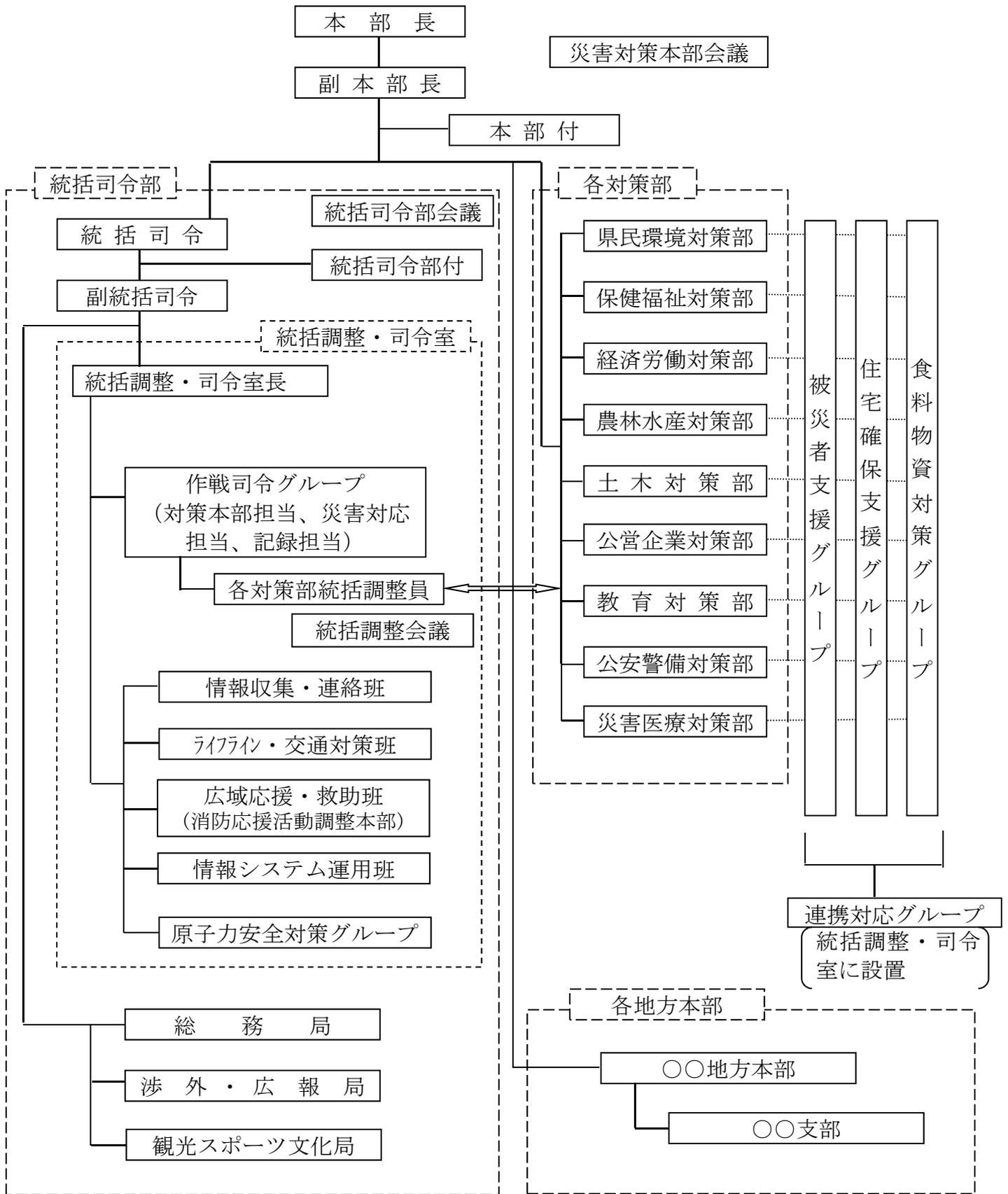
災害対策本部及び災害警戒本部 設置・参集・配備基準

種類	設置基準		参集基準	配備基準
風水害等 一般災害	災害警戒 本部	① 県内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき(波浪、大雪、高潮警報を除く) ② その他知事が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
	災害対策 本部	① 県内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき ② 相当規模の災害が発生し、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③ その他知事が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左
地震・津波災害	災害警戒本部	① 県内で最大震度5弱の揺れが発生したとき ② 県内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③ 県内沿岸に津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表されたとき ⑤ その他知事が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
		① 県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ② その他知事が必要と判断するとき	職員の1/3	情報収集活動及び初期の災害応急対策を実施するために必要な人員
	災害対策本部	① 県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ② ①未滿の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、複数の対策部が連携して対応する必要があると知事が判断するとき ③ 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表されたとき ⑤ その他知事が必要と判断するとき	全職員	県の組織をあげて大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員
原子力災害	災害警戒 本部	① 警戒事態(愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める県災害対策本部等の判断基準別表1の事態)が発生したとき ② その他知事が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
	災害対策本部	第1配備 ① 施設敷地緊急事態(愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める県災害対策本部等の判断基準別表2の事態)が発生したとき ② その他知事が必要と判断するとき	左記の特定事象時に係る災害応急対策を実施するために必要な人員	同左
		第2配備 ① 全面緊急事態(愛媛県地域防災計画(原子力災害対策編)で定める県災害対策本部等の判断基準別表3の事態)が発生したとき ② その他知事が必要と判断するとき	左記の緊急事態発生時に係る災害応急対策を実施するために必要な人員	同左

(注)・地震・津波災害にあつては、県内で最大震度4の揺れが発生したとき又は津波注意報が発表されたときは、県民環境部防災局職員及び関係課職員による情報収集を行う警戒体制をとる。
・その他、県内で大雪等により被害が発生するおそれのあるときは、県民環境部防災局、地方局総務県民課(支局総務県民室)及び市町等による連絡体制をとり、松山地方気象台から「大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報」又は「線状降水帯の発生予測情報」が発表された場合には、災害応急業務の必要性に合わせ、県民環境部防災局職員及び関係課職員による情報収集等を行う警戒準備体制又は警戒体制をとる。

別表第2 (第3条関係)

災害対策本部組織図



別表第3（第4条関係）

統括司令部所掌事務

部		局・グループ		分掌事務
統括司令部	統括調整司	戦司令グループ	対策本部担当	・ 災害対策本部の設置及び解散の検討に関すること
				・ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関すること
				・ 災害対策本部会議等の招集に関すること
				・ 災害対策本部情報の作成に関すること
				・ 災害対策本部長への報告に関すること
				・ 消防庁災害即報の作成及び報告に関すること
				・ 災害対策本部会議等各種会議資料及び記者発表用資料の原案の作成に関すること
				・ 現地災害対策本部の設置に関すること
				・ 災害警戒及び注意喚起の発信に関すること
				・ 事務分掌外事案に係る対応調整に関すること
			各対策部統括調整員	・ 所管対策部の応急対策等の把握に関すること
				・ 作戦司令グループからの所管対策部への応急対策等の指示に関すること
				・ 所管対策部の応急対策等の進捗管理に関すること
			災害対応担当	・ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関すること
				・ 災害応急対策に必要な情報の収集・整理に関する企画及び進行管理に関すること
				・ 被災市町への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関すること
				・ 統括司令部及び各対策部が収集した情報の分析及び重要な情報の確認に関すること
				・ 市町からの応急対応要請の総合調整に関すること
				・ 国現地対策本部との連絡調整に関すること
				・ 災害対策基本法第60条第6項の規定による避難指示に関すること
・ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第六管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関すること				
記録担当	・ 収集情報の記録・整理に関すること			
	・ 地図情報の統括に関すること			
	・ 災害資料の作成に関すること			
情報収集・連絡班	・ 市町、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集に関すること			
	・ 市町への情報提供に関すること			
	・ 各対策部からの被害状況の収集に関すること			
	・ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関すること			
	・ 作戦司令グループからの指示による市町等関係機関、各対策部への連絡に関すること			

統 括 司 令 部	統 括 調 整 ・ 司 令 室	情報収集・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関すること
			<ul style="list-style-type: none"> 避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集及び各対策部等への伝達に関すること (被災者支援グループ)
	ライフライン ・交通対策班	<ul style="list-style-type: none"> 交通（道路、鉄道等）の規制、運行等に関する情報の取りまとめ、整理及び記録並びに各対策部等への伝達に関すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> 交通（道路）の規制、運行等に関する情報収集に関すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣等従事車両証明に関すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の取りまとめ、整理及び記録並びに各対策部等への伝達に関すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（電気及び工業用水）の被害状況等に関する情報収集に関すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（ガス）の被害状況等に関する情報収集に関すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（水道施設）の被害調査及び災害応急対策に関すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（通信）の被害状況等に関する情報収集に関すること 	
		<ul style="list-style-type: none"> 四国運輸局、愛媛県トラック協会等への運送要請に関すること (食料物資対策グループ) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の航空輸送の調達手配に関すること (食料物資対策グループ) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の輸送に係る臨時ヘリポートの確保に関すること (食料物資対策グループ) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の輸送に係る空港の時間外使用に関すること (食料物資対策グループ) 	
		<ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の輸送に係る鉄道事業者への輸送応援要請に関すること (食料物資対策グループ) 	
広域応援・救助班 (消防応援活動調整本部)	<ul style="list-style-type: none"> 救助部隊（陸上・航空）の活動調整に関すること 		
	<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関すること 		
	<ul style="list-style-type: none"> 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関すること 		

統 括 司 令 部	統 括 調 整 ・ 司 令 室	広域応援・救助班 (消防応援活動調整本部)		・ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第六管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関及び他都道府県の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事
				・ 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事
				・ 避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター、船艇等の確保に関する事
				・ 県備蓄物資の供給手配に関する事 (食料物資対策グループ)
				・ 自衛隊に対する炊き出し等の要請に関する事 (食料物資対策グループ)
	情報システム 運用班			・ 災害情報システムの機能確保に関する事
				・ 災害情報システムを使用した被災地映像等の受発信に関する事
				・ 気象情報等の収集及び市町への伝達に関する事
				・ 消防防災GISの運用に関する事
				・ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事
				・ 臨時災害放送局の開設支援など、住民への情報伝達手段の確保に関する事
				・ 自衛隊の通信支援の受入れに関する事
				・ マスメディア（テレビ等）のモニタリングによる情報収集及び記録に関する事
	グ ル ー プ	原子力 安全 対策	原子力防災 担当	・ 放射線防護対策に関する事
				・ 原子力行政機関及び事業所等との連絡調整に関する事
		原子力監視 担当	・ 県オフサイトセンターとの連絡調整に関する事	
			・ 事故情報・プラント情報等の把握に関する事	
			・ 緊急時モニタリングに関する事	
	総 務 局	総務班		本部運営後方支援業務
				・ 災害対策本部会議の開催に係る補助に関する事
・ 関係機関連絡員室の設置に関する事				
・ 本部業務に必要な場所の確保に関する事				
・ 自衛隊派遣部隊等の受入体制の確保に関する事				
・ 地方本部の運営支援に関する事				
財産管理・庁舎管理業務				
・ 県有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事				
・ 統括司令部の入室管理に関する事				
・ 県庁舎への車両駐車規制に関する事				
・ 県有車両の集中管理に関する事（防災対策専用車両を除く）				
・ 庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応に関する事				

統 括 司 令 部	総 務 局	総務班	庶務
			・ 統括調整・司令室内職員の出張等の庶務に関すること
			・ 災害対策本部の物品、食料、寝具等の確保に関するこ と
			・ 統括司令部の対応要員の確保及びローテーションに関 すること
			激甚災害取りまとめ業務
			・ 激甚災害に関する取りまとめに係る業務に関するこ と
			私学関係業務
			・ 私立学校の被害状況の収集及び応急対策に関するこ と
			・ 私立学校応急対策に関する教育対策部学校対策班との 連携に関するこ と
			生活再建支援関係業務
	・ 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の 実施に関するこ と		
	応援職員調整班	職員派遣調整業務	
		・ 県内市町間の職員派遣調整に関するこ と	
		・ 県・市町間の職員派遣調整に関するこ と	
		職員管理業務	
		・ 職員（家族も含む）の被災状況の把握に関するこ と	
		・ 職員の非常招集に関するこ と	
		・ 災害対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調 整に関するこ と	
		・ 災害時における職員の動員に関するこ と	
		支援職員管理業務	
		・ 国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する こ と	
	・ 国、他都道府県等からの支援職員の派遣調整（他部の 所管に属する事項を除く。）に関するこ と		
	・ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱 い及び宿舎確保に関するこ と		
	職員厚生班	福利厚生業務	
		・ 本部職員等の保健衛生に関するこ と	
		・ 災害応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済 組合との連携に関するこ と	
		・ 職員の災害補償に関するこ と	
	財務班	財務関係業務	
・ 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関するこ と			
・ 営業時間の延長、休日臨時営業等の非常金融措置に係 る日本銀行との協議及び金融機関へのあっせん、指導 に関するこ と			
義援金業務			
・ 義援金の受付及び公表等に関するこ と			

統 括 司 令 部	渉 外 ・ 広 報 局	渉外・視察班	渉外業務（他部の所管に属する事項を除く）	
			・ 国への要望に関すること	
			・ 国への要望等に係る東京地方連絡部との連絡調整に関すること	
			視察・接遇業務（他部の所管に属する事項を除く）	
			・ 本部長及び副本部長の被災地の視察、慰問、激励等に関すること	
			・ 皇室の災害見舞の対応に関すること	
	・ 大臣等主要来県者の視察に関すること			
	・ 国会議員の視察、他都道府県の職員の視察等に関すること			
	広 報 ・ 広 聴 班	報 道 業 務	報道業務	
			・ 災害対策本部のプレス発表に関すること	
			・ 報道機関からの照会に対する対応に関すること	
			・ 臨時災害放送局との情報連携・提供に関すること	
			・ 報道機関への緊急報道要請に関すること	
			・ 報道機関に提供する公表資料作成に係る対策本部担当との連携に関すること	
			広 報 業 務	広報業務
				・ 災害広報活動の実施に関すること
				・ 災害対策本部長による県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること
				・ 県民への生活関連情報の提供に関すること
				・ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関すること
				・ 在県外国人への情報提供に関すること
広 聴 業 務	広聴業務			
	・ 災害対策本部発表の災害情報に係る県民からの問い合わせへの対応に関すること			
	・ 被災者等からの相談・苦情・要望の受付に関すること			
	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 局	ス ポ ー ツ 文 化 班	文化施設・所管県営体育施設関係業務	
			・ 文化施設及び所管県営体育施設の被害調査及び災害応急対策等に関すること	
	観 光 交 流 班	観 光 ・ 国 際 関 係 業 務	観光・国際関係業務	
・ 観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること				
・ 観光客の避難状況等の把握に関すること				
・ 観光客の避難その他災害応急対策に関すること (被災者支援グループ)				
・ 風評被害対策に関すること				
・ 外国からの応援活動に係る支援に関すること				
・ 外国人に情報提供等が必要となった場合の支援に関すること (被災者支援グループ)				

広域応援・救助班に必要な応じ、航空運用調整班を設置するものとし、その内容は別に定める。

別表第4（第4条関係）

統括司令部の職員

部	対策本部の役職名		職員	
統括司令部	統括司令		副知事（防災担当）	
	副統括司令		防災安全統括部長	
	統括調整・司令室	統括調整・司令室長		県民環境部防災局長
		作戦司令グループ	作戦司令グループ長	防災危機管理課長
			作戦司令グループ対策本部担当チーフ	防災危機管理課主幹
			作戦司令グループ対策本部担当サブチーフ	防災危機管理課南海トラフ対策グループ担当係長
			作戦司令グループ各対策部統括調整員	各部局幹事課長補佐 ※総務部、企画振興部、観光スポーツ文化部、出納局を除く
			作戦司令グループ災害対応担当チーフ	危機管理監
			作戦司令グループ災害対応担当サブチーフ	防災危機管理課防災企画グループ担当係長
			作戦司令グループ記録担当チーフ	防災危機管理課防災訓練係長
		情報収集・連絡班長		防災危機管理課主幹
		情報収集・連絡班副班長		市町振興課主幹
	ライフライン・交通対策班長		消防防災安全課主幹	
	ライフライン・交通対策班副班長		デジタルシフト推進課主幹 消防防災安全課交通安全推進係長 消防防災安全課保安係長	
	広域応援・救助班長		消防防災安全課長	
	広域応援・救助班副班長		消防防災安全課主幹	
	情報システム運用班長		スマート行政推進課長	
	情報システム運用班副班長		スマート行政推進課主幹 防災危機管理課主幹	
	原子力安全対策グループ	原子力安全対策グループ長		原子力安全対策課長
		原子力防災担当チーフ		原子力安全対策課長
原子力防災担当サブチーフ		原子力安全対策課主幹		
原子力監視担当チーフ		原子力安全対策推進監		
原子力監視担当サブチーフ		原子力安全対策課技幹 原子力安全対策課主幹(技術)		

部	対策本部の役職名		職 員
統 括 司 令 部	総務局	総務局長	総務部長
		総務局副局長	総務管理局長 行財政改革局長
		総務局総務班長	総務管理課長
		総務局総務班副班長	私学文書課長
		総務局応援職員調整班長	人事課長
		総務局応援職員調整班副班長	市町振興課長 行革分権課長
		総務局職員厚生班長	職員厚生課長
		総務局職員厚生班副班長	職員厚生課主幹
		総務局財務班長	会計課長
		総務局財務班副班長	審査課長
	渉外・広報局	渉外・広報局長	企画振興部長
		渉外・広報局副局長	秘書広報統括監 政策企画局長 デジタル戦略局長
		渉外・広報局渉外・視察班長	総合政策課長
		渉外・広報局渉外・視察班副班長	総合政策課課長補佐
		渉外・広報局広報・広聴班長	広報広聴課長
		渉外・広報局広報・広聴班副班長	広報広聴課主幹
	観光スポーツ文化局	観光スポーツ文化局長	観光スポーツ文化部長
		観光スポーツ文化局副局長	スポーツ局長 文化局長 観光交流局長
		観光スポーツ文化局スポーツ文化班長	地域スポーツ課長
		観光スポーツ文化局スポーツ文化班副班長	文化振興課長
		観光スポーツ文化局観光交流班長	観光国際課長
		観光スポーツ文化局観光交流班副班長	観光国際課主幹

別表第5（第4条・第19条関係）

各対策部所掌事務

部	班名等	分掌事務	
県民環境対策部	県民生活対策班	・ 生活関連物資の価格需給動向の調査、情報提供及び国の緊急措置の要請に関すること	
		・ 生活必需物資の調達・運搬に関すること (食料物資対策グループ)	
		・ NPO・ボランティア活動の支援に関すること (被災者支援グループ)	
	環境対策班	・ 被災者生活再建支援法関係業務に関すること	
		・ 飲料水及び生活用水の確保並びに供給に関すること (食料物資対策グループ)	
		・ 有害物質による二次災害未然防止対策に関すること	
		・ ごみ、し尿及び廃棄物の応急対策に関すること	
		・ 廃棄物処理施設の被害調査及び災害応急対策に関すること	
		・ 廃棄物等の処理に係る県民、事業者の指導に関すること	
		・ 環境・ゼロカーボン推進課	・ えひめ産業資源循環協会及び愛媛県浄化槽協会への応援要請に関すること
		・ 循環型社会推進課	・ 損壊家屋の解体に関すること
		・ 自然保護課	・ 災害廃棄物仮置場の確保に関すること
			・ 災害廃棄物処理実行計画に関すること
			・ 愛媛県がれき・残骸物処理マニュアルの運用に関すること
			・ 仮設トイレの確保に関すること (被災者支援グループ)
			・ 自然公園施設等の災害応急対策に関すること
		保健福祉対策部	保健福祉対策班
・ 災害弔慰金、災害障害見舞金等に関すること			
・ 義援金の配分に関すること			
・ 災害援護資金に関すること			
・ 日本赤十字社愛媛県支部との連絡調整に関すること (食料物資対策グループ)			
・ 社会福祉施設（他の所管に属するものを除く）の災害対策及び情報収集伝達に関すること			
・ 社会福祉入所施設（他の所管に属するものを除く）被災等に伴う緊急入所可能施設の情報提供に関すること (被災者支援グループ)			
・ 福祉避難所開設等支援に関すること (被災者支援グループ)			
・ 県災害救援ボランティア本部に対する支援に関すること (被災者支援グループ)			
・ 市町ボランティア本部との連携調整に関すること (被災者支援グループ)			
・ 総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関すること (被災者支援グループ)			
・ 保健福祉課	・ ボランティアの要請、受入、登録及び派遣に係る調整に関する		
・ 医療保険課			

保健福祉対策部	保健福祉対策班	こと (被災者支援グループ)
	・保健福祉課 ・医療保険課	・保健師等の派遣に関すること (被災者支援グループ)
	健康衛生対策班	・被災地の感染症予防に関すること (被災者支援グループ)
		・被災者に対する保健指導、栄養指導に関すること (被災者支援グループ)
		・健康調査及び健康診断の実施に関すること (被災者支援グループ)
		・被災妊産婦、新生児の保健医療に関すること (被災者支援グループ)
		・感染症指定医療機関等防疫関係施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・精神科病院の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・難病患者対策に関すること
		・被災者の心のケア対策に関すること (被災者支援グループ)
		・環境衛生の確保に関すること
		・火葬場の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・死体の埋火葬等処理に関すること
		・と畜場の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・被災地における愛玩動物の保護対策に関すること (被災者支援グループ)
		・災害時におけるへい死獣に関すること
		・食品衛生の確保に関すること (被災者支援グループ)
		・避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関すること (被災者支援グループ)
	・放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある飲料水源の使用規制及び飲食物の規制制限に関すること (原子力災害)	
	福祉対策班	・被災児童、ひとり親世帯の援護に関すること
・被災ひとり親世帯等に対する母子父子寡婦福祉資金の貸付けに関すること		
・被災障がい者の援護に関すること		
・意思疎通支援者の派遣に関すること		
・点字資料の作成に関すること		
・被災老人の援護に関すること		
・男女参画・子育て支援課 ・障がい福祉課 ・長寿介護課	・社会福祉施設 (児童福祉施設、障がい者福祉施設、老人福祉施設、老人保健施設、有料老人ホーム等) 及び私立幼稚園の被害調査、災害応急対策及び情報収集に関すること	
・社会福祉入所施設 (児童福祉施設、障がい者福祉施設、老人福祉施設、老人保健施設、有料老人ホーム等) 被災等に伴う緊急入所可能施設の情報提供に関すること (被災者支援グループ)		

経 済 労 働 対 策 部	産 業 雇 用 対 策 班	・ 中小企業関係の激甚災害指定に係る被害の取りまとめに関する こと
		・ 船舶輸送の要請に関する こと (食料物資対策グループ)
		・ 企業等からの義援物資の受け入れ窓口の設置及び配分に関する こと (食料物資対策グループ)
		・ 生活必需品調達等に係る大阪事務所との調整に関する こと (食料物資対策グループ)
		・ 産業政策課
		・ 事業再開に係る相談窓口の設置に関する こと
		・ 企業立地課
		・ 専門家の派遣等事業再開に係る支援に関する こと
		・ 労政雇用課
		・ 鉱山及び旧廃止鉱山（他の所管に属するものを除く）の被害調 査及び災害応急対策に関する こと
	・ 被災後の労働相談に関する こと	
	・ 被災離職者の再就職促進のための職業能力開発に関する こと	
	・ 愛媛労働局との連絡調整に関する こと	
	・ 被災者に対する雇用保険の特別措置に関する こと	
	産 業 支 援 対 策 班	・ 被災中小企業に対する技術相談に関する こと
		・ 中小企業の災害応急対策に関する こと
		・ 商工関係施設（他の所管に属するものを除く）の災害応急対策 に関する こと
		・ 中小企業相談窓口の設置、相談会の開催に関する こと
		・ 緊急物資（食料・生活必需品）の調達及びあっせんに関する こと (食料物資対策グループ)
		・ 市町からの生活必需品等供給応援要請の受付及び把握に関する こと (食料物資対策グループ)
・ 生活必需品等供給に係る被災地外市町への供給調整及び斡旋に 関する こと (食料物資対策グループ)		
・ 国の機関に対する生活必需品等供給に係る応援要請に関する こと (食料物資対策グループ)		
・ 中小企業に対する災害金融支援に関する こと		
・ セーフティネット指定に向けた調査の実施に関する こと		
・ 労働者の確保に関する こと		
・ 被災者の就職支援に関する こと		

農 林 水 産 対 策 部	農政企画対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農林水産物、農林水産関係施設の被害の取りまとめに関する事 と ・ 農作物等の被害情報の収集に関する事 ・ 農林水産関係の激甚災害指定の取りまとめに関する事 ・ 農業団体に対する災害応急対策の応援協力要請に関する事 ・ 被災農家に対する支援対応に関する事 ・ 農業者の災害金融に関する事 ・ 農業保険に関する事 ・ 信用事業に関する事 ・ 風評被害に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農政課 ・ 農地・担い手対策室 ・ 農業経済課 ・ 食ブランドマーケティング課 	
	農業対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地、農業用施設等の被害調査及び災害応急対策に関する事 ・ 海岸及び地すべり防止施設の被害調査及び災害応急対策に関する事 ・ 米麦、雑穀類の被害情報の収集に関する事 ・ 園芸作物の被害情報の収集に関する事 ・ 農作物等の災害技術対策に関する事 ・ 二次災害防止のための農業協同組合又は農家への指導及び指示に関する事 ・ 市町からの食料供給応援要請の受付及び把握に関する事 (食料物資対策グループ) ・ 食料供給に係る協定締結団体等への要請に関する事 (食料物資対策グループ) ・ 食料品供給に係る被災地外市町への供給調整及び斡旋に関する事 (食料物資対策グループ) ・ 国の機関に対する食料供給に係る応援要請に関する事 (食料物資対策グループ) ・ 被災畜産家に対する支援対応に関する事 ・ 家畜、畜産物、畜産施設の被害情報の収集及び災害応急対策に関する事 ・ 家畜飼料及び畜産物の斡旋に関する事 ・ 二次災害防止のための畜産家への指導及び指示に関する事 ・ 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある農作物、畜産物、家畜及び家きんの出荷及び出荷制限並びにその廃棄処分に関する事 (原子力災害)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地整備課 ・ 農産園芸課 ・ 畜産課 	
	林業対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林産物及び林道の被害調査及び災害応急対策に関する事 ・ 放射能汚染を受け、又は受けたおそれのある林産物の集荷及び出荷等の制限並びにその操業処分等に関する事 (原子力災害) ・ 災害対策用木材等の斡旋に関する事 ・ 被災林業家に対する支援対応に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 林業政策課 ・ 森林整備課 	

農 林 水 産 対 策 部	林業対策班 ・ 林業政策課 ・ 森林整備課	・ 二次被害防止のための森林組合又は林業家への指導及び指示に関すること		
		・ 林業金融に関すること		
		・ 造林地等の被害情報の収集に関すること		
		・ 治山関係の被害調査及び災害応急対策に関すること		
		・ 森林火災の被害調査に関すること		
	水産業対策班 ・ 漁政課 ・ 水産課 ・ 漁港課	・ 水産施設、水産物等の被害調査及び災害応急対策に関すること		
		・ 水産金融に関すること		
		・ 水産被害状況の把握及び対策に関すること		
		・ 緊急物資（水産物）の調達及び斡旋に関すること		
		・ 所管取締船舶による海上輸送に関すること (食料物資対策グループ)		
		・ 海上輸送に係る漁船調達の要請に関すること (食料物資対策グループ)		
		・ 被災漁家に対する支援対応に関すること		
		・ 二次被害防止のための漁業協同組合又は漁家への指示・要請に関すること		
		・ 漁港施設、漁港海岸の被害情報の収集及び災害応急対策に関すること		
		・ 防災拠点漁港の漁港施設の応急復旧、航路啓開等緊急輸送機能の確保に関すること		
		・ 防災拠点漁港の漁港施設を利用した緊急物資集積場所の確保に関すること (食料物資対策グループ)		
		・ 原子力災害時の海上モニタリングの支援に関すること（原子力災害）		
		土 木 対 策 部	土木管理対策班 ・ 土木管理課 ・ 技術企画室 ・ 用地課	・ 土木災害対策の総合調整に関すること
				・ 災害対策用資機材の確保の調整に関すること
・ 建設業者に対する災害対策指導に関すること				
・ 国等機関との対応に関すること				
・ 建設業者の確保対策に関すること				
・ 各種土木部災害情報システムの復旧に関すること				
・ がれき、残骸物の仮置き用公共空地の調査に関すること				
・ 取得済公共用地の被害調査及び災害応急対策への応急使用に関すること				
河川港湾対策班 ・ 河川課 ・ 港湾海岸課 ・ 砂防課	・ 水防本部及び水防活動に関すること			
	・ 河川及びダム施設の被害調査及び災害応急対策に関すること			
	・ 水防資器材の調達に関すること			
	・ 公共土木施設災害の情報収集、伝達に関すること			
	・ 河川・砂防情報システムの復旧に関すること			
	・ 河川、海岸の津波、高潮対策に関すること			
	・ 港湾施設、海岸保全施設の被害調査及び災害応急対策に関すること			

土木対策部	河川港湾対策班 ・河川課 ・港湾海岸課 ・砂防課	こと
		・ 港湾内の緊急物資集積場所の確保に関すること (食料物資対策グループ)
		・ 防災拠点となる港湾等の港湾施設の応急復旧に関すること
		・ 航路啓開等緊急輸送機能の確保に関すること
		・ 砂防施設等の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・ 地すべり、がけ崩れ、土石流の災害対策に関すること
		・ 土砂災害警戒情報の伝達に関すること
	道路都市対策班 ・道路建設課 ・道路維持課 ・都市計画課 ・都市整備課 ・建築住宅課 ・営繕室	・ 斜面危険度判定に関すること
		・ 道路施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・ 高速道路の被害状況把握に関すること
		・ 国道の被害状況把握に関すること
		・ 緊急輸送道路その他道路施設における緊急輸送機能の確保に関すること
		・ 都市施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・ 都市復興計画の策定に関すること
		・ 被災宅地危険度判定に関すること
		・ 公営住宅の被害調査に関すること
		・ 建築物の災害復旧の技術指導に関すること
		・ 地震被災建築物応急危険度判定に関すること
		・ 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関する こと (住宅確保支援グループ)
		・ 応急仮設住宅の建設及び公営住宅への一時入居に関すること (住宅確保支援グループ)
・ 応急仮設住宅に係る関係団体等との連絡調整に関すること (住宅確保支援グループ)		
・ 災害時の公営住宅の供給及び指導等に関すること		
・ 民間賃貸住宅紹介及び斡旋に係る関係団体等との連携調整に関する こと (住宅確保支援グループ)		
・ 県営住宅の災害応急対策に関すること		
・ 被災建築物の緊急解体の技術支援に関すること		
・ 営繕工事にかかる被災状況の把握に関すること		
公営企業 対策部	公営企業対策班 ・総務課 ・発電工水課	・ 発電施設及び工業用水施設の被害調査及び災害応急対策に関する こと
		・ 電力及び工業用水の応急対策及び供給に関すること
		・ 工業用水施設の復旧に係る広域支援に関すること

教育 対 策 部	管 理 班 ・教育総務課 ・教職員厚生 室	・ 教職員の動員及び調整に関すること
		・ 他都道府県に対する応援教職員等の派遣要請及び受け入れ調整に関すること
		・ 教職員の災害補償に関すること
		・ 被災教職員の住宅確保に関すること
		・ 被災生徒に対する奨学資金の貸付に関すること
		・ 被災者電話教育相談窓口の開設に関すること
	学校対策班 ・社会教育課 ・文化財保護 課 ・保健体育課 ・義務教育課 ・高校教育課 ・人権教育課 ・特別支援教 育課	・ 社会教育施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
		・ 避難所としての社会教育施設の斡旋に関すること
		・ 公立小中学校の応急教育に関すること
		・ 公立小中学校の教科書、学用品等の調達及び斡旋に関すること
		・ 市町公立学校施設の災害対策に関すること
		・ 被災児童生徒、教職員に関すること
		・ 教育施設の応急危険度判定に関すること
		・ 教育施設の被害調査、災害応急対策及び情報収集に関すること
		・ 公立幼稚園、小中学校の児童生徒の避難その他の対策に関する こと
		・ 公立幼稚園、小中学校における災害応急対策に関すること
		・ 小中学校の教職員の確保に関すること
		・ 県立高等学校及び県立中等教育学校生徒の就学措置に関するこ と
		・ 県立高等学校及び県立中等教育学校生徒の避難その他の対策に 関すること
		・ 県立高等学校及び県立中等教育学校生徒の応急教育に関するこ と
		・ 県立高等学校及び県立中等教育学校の教科書、学用品等の調達 及び斡旋に関すること
		・ 県立高等学校及び県立中等教育学校生徒の被害状況の収集に関 すること
		・ 県立高等学校及び県立中等教育学校における災害応急対策に関 すること
		・ 県立高等学校及び県立中等教育学校の教職員の確保に関するこ と
		・ 同和地区の児童生徒の災害対策、奨学金に関すること
		・ 県立特別支援学校の幼児・児童生徒の就学措置に関すること
		・ 県立特別支援学校の幼児・児童生徒の避難その他の対策に関す ること
・ 県立特別支援学校の応急教育に関すること		
・ 県立特別支援学校に係る災害用教科書、学用品の調達及び斡旋に 関すること		
・ 県立特別支援学校の幼児・児童生徒の被害状況の情報収集に関 すること		
・ 県立特別支援学校における災害応急対策に関すること		

教育 対 策 部	学校対策班 ・ 社会教育課 ・ 文化財保護課 ・ 保健体育課 ・ 義務教育課 ・ 高校教育課 ・ 人権教育課 ・ 特別支援教育課	・ 県立特別支援学校の教職員の確保に関する事
		・ 公立幼稚園、小中学校、県立高等学校、県立中等教育学校及び県立特別支援学校への避難所設置に伴う運営協力等に関する事 (被災者支援グループ)
		・ 休校その他学校管理に関する事
		・ 文化財等の被害調査及び災害応急対策等に関する事
		・ 災害時の学校給食に関する事
		・ 被災児童生徒の保健、衛生に関する事
		・ 学校給食施設の災害時の活用に関する事
		・ 所管県有体育施設の災害応急対策及び連絡調整に関する事 (食料物資対策グループ)
公安 警 備 対 策 部	警備・交通 地域対策班	・ 災害警備活動に関する事
		・ 県及び警察との連絡調整に関する事
		・ 緊急通行車両の確認手続及び標章の交付に関する事
		・ 犯罪予防等社会秩序維持に必要な対策の実施に関する事
		・ 警戒区域・防護対策区域における立ち入り規制に関する事
		・ 他機関との連絡調整に関する事
災 害 医 療 対 策 部	災 害 医 療 対 策 班 ・ 医療対策課 ・ 薬務衛生課 ・ 県立病院課	・ 被災者の医療救護に関する事
		・ 救護所の開設に関する事
		・ 医療機関等の被害調査及び災害応急対策に関する事
		・ 医師等医療従事者の確保及び派遣に関する事
		・ 死体の検案等処理に関する事
		・ 災害派遣医療チーム (DMAT) の派遣に関する事
		・ ドクターヘリの運用に関する事
		・ 原子力災害時における被災者の汚染の除去に関する事 (原子力災害)
		・ 原子力災害医療救護に関する事 (原子力災害)
		・ 救急用医薬品及び医療材料の確保及び供給に関する事
		・ 輸血用血液の確保及び供給に関する事
		・ 毒物、劇物による災害情報の収集伝達及び応急対策に関する事
		・ 県立病院の連絡・調整に関する事
(共通事項)		
各 部	各部局幹事課	・ 部内各班及び関係機関との連絡調整に関する事
		・ 部関係の災害情報の収集伝達に関する事
		・ 部関係の被害の取りまとめに関する事
		・ 部関係の視察対応に関する事
		・ 部関係の応援職員に関する事
		・ 部内の災害応急対策の推進に関する事
		・ 部内職員の動員及び要員の確保に関する事
		・ 部内職員の安否の取りまとめに関する事

別表第6（第4条・第19条関係）

対策部の職員

部	対策本部の役職名	職員
県民環境対策部	県民環境対策部長	県民環境部長
	県民環境対策部副部長	県民生活局長 環境局長
	県民生活対策班長	県民生活局長 県民生活課長 人権対策課長
	環境対策班長	環境局長 環境・ゼロカーボン推進課長 循環型社会推進課長
保健福祉対策部	保健福祉対策部長	保健福祉部長
	保健福祉対策部副部長	福祉政策統括監 医療政策監（健康衛生局長） 社会福祉医療局長 生きがい推進局長
	保健福祉対策班長	社会福祉医療局長 保健福祉課長 医療保険課長
	健康衛生対策班長	健康衛生局長 健康増進課長 薬務衛生課技幹
	福祉対策班長	福祉政策統括監 生きがい推進局長 男女参画・子育て支援課長 障がい福祉課長 長寿介護課長
経済労働対策部	経済労働対策部長	経済労働部長
	経済労働対策部副部長	産業雇用局長 産業支援局長
	産業雇用対策班長	産業雇用局長 産業政策課長 企業立地課長 労政雇用課長
	産業支援対策班長	産業支援局長 産業創出課長 産業人材課長 経営支援課長

部	対策本部の役職名	職 員
農林水産対策部	農林水産対策部長	農林水産部長
	農林水産対策部副部長	農政企画局長 農業振興局長 農業振興局技術監 森林局長 水産局長
	農政企画対策班長	農政企画局長 農政課長 農業経済課長
	農業対策班長	農業振興局長 農地整備課長 農産園芸課長
	林業対策班長	森林局長 林業政策課長 森林整備課長
	水産業対策班長	水産局長 漁政課長 水産課長
土木対策部	土木対策部長	土木部長
	土木対策部副部長	土木管理局長 土木管理局技術監 河川港湾局長 道路都市局長
	土木管理対策班長	土木管理局長 土木管理課長 技術企画室長
	河川港湾対策班長	河川港湾局長 河川課長 港湾海岸課長
	道路都市対策班長	道路都市局長 道路建設課長 道路維持課長

部	対策本部の役職名	職 員
公営企業対策部	公営企業対策部長	公営企業管理局長
	公営企業対策班長	公営企業管理局総務課長 発電工水課長
教育対策部	教育対策部長	副教育長
	教育対策部副部長	教育委員会事務局管理部長指導部長
	管理班長	教育委員会事務局管理部長 教育総務課長 教職員厚生室長
	学校対策班長	指導部長 義務教育課長 高校教育課長
公安警備対策部	公安警備対策部長	警察本部長
	警備・交通地域対策班長	交通部長 警備部長
災害医療対策部	災害医療対策部長	県立中央病院長
	災害医療対策部副部長	県立中央病院災害医療センター長
	災害医療対策班長	医療対策課長 薬務衛生課長 県立病院課長

別表第7（第5条関係）
 連携対応グループ 職員及び所掌事務

（被災者支援グループ）

区 分	分 掌 事 務	構成課
避難所支援 ・総合ニーズ把握 ・市町運営支援 ・避難場所確保 ・避難所環境整備	・ 避難所に関するニーズその他の情報の収集、整理及び記録に関する事	防災危機管理課
	・ 避難所運営等に係る県内市町職員の応援派遣の協力依頼に関する事	観光国際課
	・ 社会福祉入所施設被災等に伴う緊急入所可能施設の提供に関する事	循環型社会推進課
	・ 避難所運営に係るホテル、旅館等との連携協力に関する事	薬務衛生課
	・ 福祉避難所の開設に関する事	男女参画・子育て支援課
	・ 教育施設の避難所開設等の協力に関する事	障がい福祉課
	・ 観光客、外国人の避難所受け入れ等に関する事	長寿介護課
	・ 被災地における愛玩動物の保護対策に関する事	義務教育課
	・ 仮設トイレの確保に関する事	高校教育課
被災者総合支援	・ 被災地の感染症予防に関する事	保健福祉課
	・ 被災者に対する保健指導、栄養指導に関する事	健康増進課
	・ 健康調査及び健康診断の実施に関する事	薬務衛生課
	・ 保健師等の派遣に関する事	
	・ 被災妊産婦、新生児の保健医療に関する事	
	・ 被災者に対する心のケアに関する事	
NPO・ボランティア支援	・ 総合的ボランティアニーズの把握及び分析に関する事	県民生活課
	・ ボランティアの要請、受入、登録及び派遣に係る調整に関する事	保健福祉課
	・ 県災害救援ボランティア本部に対する支援に関する事	
	・ 市町ボランティア本部との連携調整に関する事	
	・ NPO・ボランティア活動の支援に関する事	

(住宅確保支援グループ)

区 分	分 掌 事 務
住宅確保支援	・ 応急仮設住宅の供与に関する事
	・ 公営住宅その他県が管理する住宅への一時入居に関する事
	・ 善意の住宅の紹介に関する事
	・ 被災住宅の応急修理に関する事
	・ 住宅被災者に対する災害融資、建築・入居相談等支援に関する事

グループ構成課：職員厚生課、県民生活課、保健福祉課、建築住宅課、公営企業管理局総務課、高校教育課

(食料物資対策グループ)

区 分	分 掌 事 務
ニーズ把握	・ 市町からの水・食料・生活必需品等支援要請の情報収集、整理及び記録に関する事
支援物資全体把握	・ 国、他都道府県等からの支援物資の全体把握に関する事
支援物資 ・ 物資確保	・ 支援物資の調達及び斡旋に関する事
	・ 支援物資供給に係る国、他都道府県、協定締結団体等への要請に関する事
	・ 県備蓄物資の供給手配に関する事
	・ 自衛隊に対する炊き出し等の要請に関する事
	・ 日本赤十字社に対する炊き出し等の要請に関する事
支援物資 ・ 市町間調整	・ 支援物資供給に係る被災地外市町への供給調整及び斡旋に関する事
支援物資・供給決定	・ 支援物資の供給決定に関する事
物資輸送 ・ 輸送手段確保	・ 四国運輸局、愛媛県トラック協会等への運送要請に関する事
	・ 物資の航空輸送の調達手配に関する事
	・ 物資の輸送に係る臨時ヘリポートの確保に関する事
	・ 物資輸送に係る空港の時間外使用許可に関する事
	・ 鉄道事業者への輸送応援要請に関する事
	・ 県所管船舶による海上輸送に関する事
物資輸送 ・ 集積場所確保	・ 広域防災拠点（物資拠点）の開設・運用状況の把握に関する事
	・ 防災拠点漁港や港湾内の緊急物資集積場所の確保に関する事
物資輸送 ・ 輸送手段決定	・ ライフライン・交通対策班との連携による道路被災状況の把握に関する事
	・ 輸送手段及び輸送経路の決定に関する事
物資輸送 ・ 物資管理	・ 水・食料・生活必需品の一次集積、保管、分類の指示及び在庫管理状況の把握に関する事

グループ構成課：交通政策室、航空政策室、県民生活課、防災危機管理課、環境・ゼロカーボン推進課、産業政策課、経営支援課、農産園芸課、水産課、漁港課、港湾海岸課及び高校教育課

別表第8（第7条関係）

統括司令部内会議

会議名	目的	構成員
統括司令部会議	<ul style="list-style-type: none"> 重要な災害対策の対処方針等について協議 	統括司令、副統括司令、統括調整・司令室長、作戦司令グループ長、同チーフ、原子力安全対策グループ長、同チーフ、総務局長、渉外・広報局長、観光スポーツ文化局長、各対策部統括調整員
統括調整会議	<ul style="list-style-type: none"> 災害対策の対処方針等について協議 各対策部の業務進行管理報告及び調整、指示等について協議 	統括調整・司令室長、作戦司令グループ長、同チーフ、情報収集・連絡班長、ライフライン・交通対策班長、広域応援・救助班長、情報システム運用班長、原子力安全対策グループ長、同チーフ、各対策部統括調整員

別表第9（第9条関係）

災害対策本部〇〇地方本部及び〇〇支部の名称、位置及び所管区域

名称	位置	所管区域
東予地方本部	東予地方局	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び上島町
今治支部	東予地方局今治支局	今治市及び上島町
中予地方本部	中予地方局	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町
南予地方本部	南予地方局	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町
八幡浜支部	南予地方局八幡浜支局	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町及び伊方町

別表第10（第9条・第21条関係）

地方本部及び支部並びに地方警戒本部及び地方警戒支部 設置・参集・配備基準

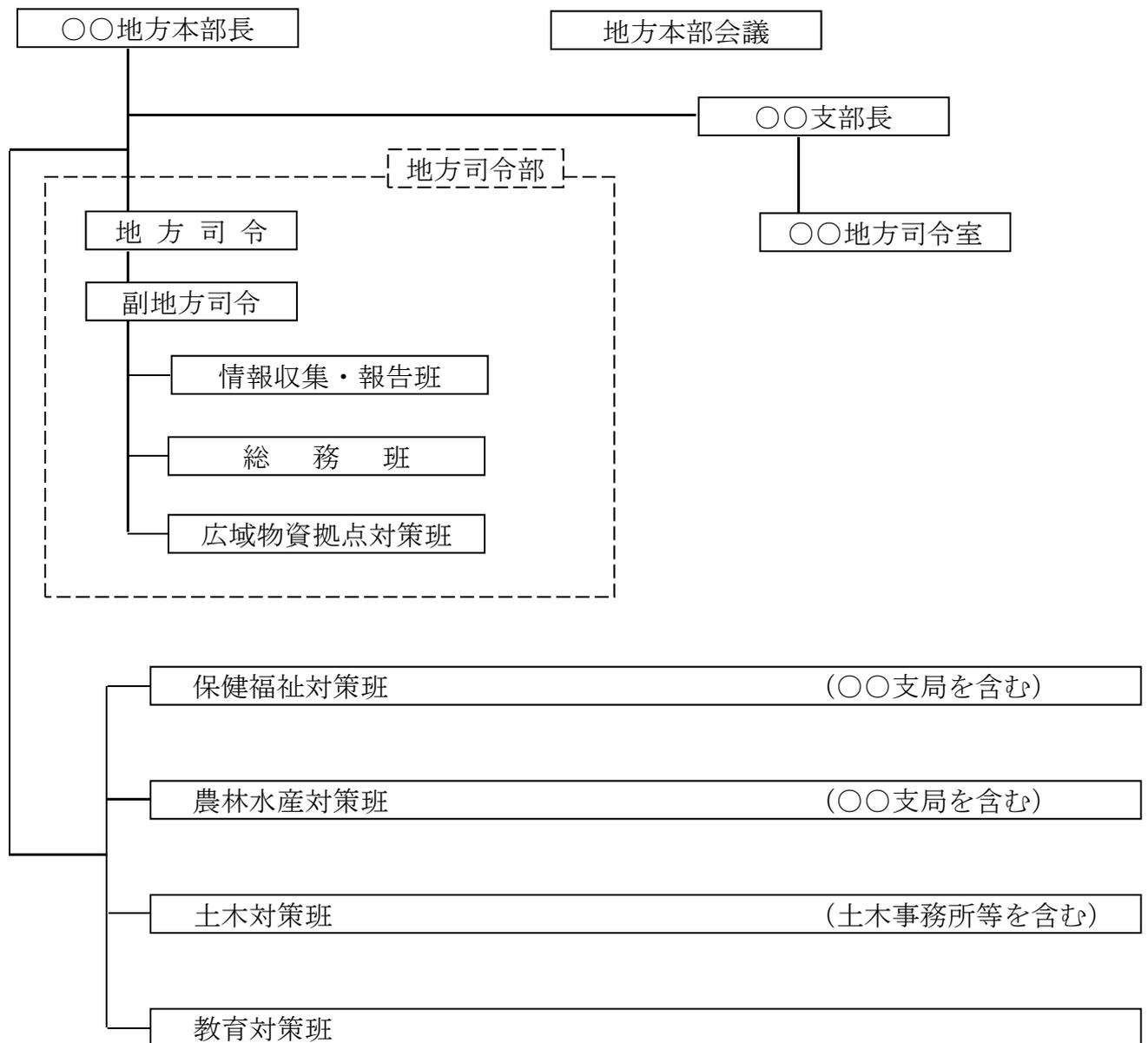
種類	設置基準		参集基準	配備基準
風水害等 一般災害	本部 地方警戒 支部	① 管内に気象業務法第13条第1項に基づく警報が発表されたとき（波浪、大雪、高潮警報を除く） ② その他地方局長が必要と判断するとき	初期の情報収集活動を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
	地方本部 支部	① 管内に気象業務法第13条の2第1項に基づく特別警報が発表されたとき ② 県内で相当規模の災害が発生し、連携して対応する必要があると知事または地方局長が判断するとき ③ その他地方局長が必要と判断するとき	大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員	同左
地震・津波災害	地方警戒本部 支部	① 管内で最大震度5弱の揺れが発生したとき ② 管内沿岸に津波注意報が発表され被害が発生したとき ③ 管内沿岸に津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき ⑤ その他地方局長が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
		① 県内で最大震度5強の揺れが発生したとき ② その他地方局長が必要と判断するとき	職員の1/3	情報収集活動及び初期の災害応急対策を実施するために必要な人員
	地方本部 支部	① 県内で最大震度6弱以上の揺れが発生したとき ② ①未満の震度であっても、県内の被害程度が甚だしく、若しくは本県を含め複数の県が被災する広域災害で、連携して対応する必要があると知事または地方局長が判断するとき ③ 県内沿岸に大津波警報が発表されたとき ④ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき ⑤ その他地方局長が必要と判断するとき	全職員	県の組織をあげて大規模災害への応急対策を実施するために必要な人員
原子力災害	本部 地方警戒 支部	① 警戒事態（愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める県災害対策本部等の判断基準別表1の事態）が発生したとき ② その他地方局長が必要と判断するとき	災害応急対策を実施するために必要な人員	同左 ※ 災害応急業務の必要性にあわせ順次配備人員拡大
	地方本部 支部	第1配備 ① 施設敷地緊急事態（愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める県災害対策本部等の判断基準別表2の事態）が発生したとき ② その他地方局長が必要と判断するとき	左記の特定事象時に係る災害応急対策を実施するために必要な人員	同左
		第2配備 ① 全面緊急事態（愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）で定める県災害対策本部等の判断基準別表3の事態）が発生したとき ② その他地方局長が必要と判断するとき	左記の緊急事態発生時に係る災害応急対策を実施するために必要な人員	同左

(注)・地震・津波災害にあつては、管内で最大震度4の揺れが発生したとき、津波注意報が発表されたとき又はその他地方局長が必要と判断するときは、地方局総務県民課（支局総務県民室）職員及び関係課職員による情報収集を行う警戒体制をとる。

・その他、管内で大雪等により被害が発生するおそれのあるときは、県民環境部防災局、地方局総務県民課（支局総務県民室）及び市町等による連絡体制をとり、松山地方気象台から「大雪に対する一層の警戒を呼びかける情報」が発表された場合には、災害応急業務の必要性に合わせ、地方局総務県民課（支局総務県民室）職員及び関係課職員による情報収集を行う警戒準備体制又は警戒体制をとる。

別表第11（第9条関係）

災害対策本部〇〇地方本部組織図



別表第12（第9条関係）

災害対策本部〇〇地方本部所掌事務

部	班名等	分掌事務
地方司令部	情報収集・報告班 ・総務県民課 ・地域政策課 ・商工観光課 ・税務管理課、課税課（東予・中予） ・税務課（南予） ・出納室（東予・南予）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害現地調査に関する各班調整に関する事 ・ 市町災害対策本部との連絡調整に関する事 ・ 被災市町への被害状況等収集要員の調整に関する事 ・ 地方本部内の連絡調整及び地方本部会議に関する事 ・ 各対策班の応急対策等の把握及び進捗管理に関する事 ・ 市町の被害、応急対策等の情報収集・整理及び災害対策本部への報告に関する事 ・ 市町への情報提供に関する事 ・ 重要な情報の確認及び地方本部長への伝達に関する事 ・ 災害対策本部から指示された事項の処理に関する事 ・ 交通（道路）の規制、運行等に関する情報収集に関する事 ・ 災害派遣等従事車両証明に関する事 ・ ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報収集・整理に関する事 ・ 原子力災害対策に関する事
	総務班 ・総務県民課 ・地域政策課 ・商工観光課 ・税務管理課、課税課（東予・中予） ・税務課（南予） ・出納室（東予・南予）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方本部職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事 ・ 地方本部職員の非常招集に関する事 ・ 地方本部内における応援職員の調整に関する事 ・ 事務分掌外事案及び各班に属さない事項の処理に関する事 ・ 被災市町への被害状況等収集要員及び応援職員等の派遣対応に関する事 ・ 被災地視察の受入調整に関する事 ・ 地方本部職員、他機関の応援職員の飲食料等の調達に関する事 ・ 地方本部職員、他機関の応援職員の福利厚生に関する事 ・ 地方司令部職員の出張等の庶務に関する事 ・ 広域防災拠点（進出・活動拠点）の設営に関する事 ・ 広域防災拠点（進出・活動拠点）との連絡調整に関する事 ・ 県庁舎の被災状況の把握及び応急対策に関する事 ・ 県庁舎の電気・電話・給排水設備の復旧及び確保に関する事 ・ 県庁舎への車両駐車規制に関する事 ・ 庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応に関する事 ・ 県民からの問い合わせへの対応に関する事

地方司令部	広域物資拠点对策班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災拠点（物資拠点）との連絡調整に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務県民課 ・ 地域政策課 ・ 商工観光課 ・ 税務管理課、課税課（東予・中予） ・ 税務課（南予） ・ 出納室（東予・南予） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の受入れ・保管・配送等に係る災害対策本部との連絡調整に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害対策本部から指示された事項の処理に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災拠点（物資拠点）の運営等に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の受入れ・保管・配送等に係る連絡調整に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災拠点（物資拠点）の設営に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の受入れ・保管・配送等に関する事 	

班 名 等	分 掌 事 務
保健福祉対策班 ・ 企画課、地域福祉課、健康増進課、生活衛生課、環境保全課（支局を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・ 県民環境対策部、保健福祉対策部及び災害医療対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関する事 ・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の地方司令部への報告に関する事 ・ 地方司令部から指示された事項の処理に関する事
農林水産対策班 ・ 農業振興課、農村整備課、森林林業課、肱川流域林業振興課、水産課、家畜保健衛生所（支局を含む）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・ 農林水産対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関する事 ・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の地方司令部への報告に関する事 ・ 地方司令部から指示された事項の処理に関する事
土木対策班 ・ 建設部各課、〇〇土木事務所、〇〇ダム管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・ 土木対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関する事 ・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の地方司令部への報告に関する事 ・ 地方司令部から指示された事項の処理に関する事
教育対策班 ・ 〇〇教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関する事 ・ 教育対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関する事 ・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の地方司令部への報告に関する事 ・ 地方司令部から指示された事項の処理に関する事

〇〇支部

班名等	分掌事務
〇〇地方司令室 ・総務県民室、税務室、 地域産業振興部〇〇支 局商工観光室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部管内市町災害対策本部との連絡調整に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部管内市町の被害、応急対策等の情報収集・整理並びに統括司令部及び地方司令部への報告に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な情報の確認及び支部長への伝達に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部における応援職員の調整に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の被災状況の把握及び応急対策に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎の電気・電話・給排水設備の復旧及び確保に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部職員、他機関の応援職員の飲食料等の調達に関する事
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域防災拠点の設営、連絡調整、運営等の補助に関する事
<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方司令部から指示された事項の処理に関する事 	

(共通事項)

班名等		分掌事務
各部	各部幹事課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内各班及び関係機関との連絡調整に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 部関係の災害情報の収集伝達に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 部関係の被害の取りまとめに関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内の災害応急対策の推進に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内職員の動員及び要員の確保に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 部内職員の安否の取りまとめに関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関する事

別表第13（第9条関係）

災害対策本部〇〇地方本部の職員

地方本部の役職名		職名
地方司令部	地方司令	地域産業振興部長
	副地方司令	総務県民課長
	情報収集・報告班長	防災対策室長
	情報収集・報告班副班長	地域政策課主幹
	総務班長	地域政策課長
	総務班副班長	総務県民課長補佐
	広域物資拠点対策班長	税務管理課長（東予・中予） 税務課長（南予）
	広域物資拠点対策班副班長	課税課長（東予・中予） 税務課主幹（南予）
対策班	保健福祉対策班長	健康福祉環境部長
	保健福祉対策班副班長	保健統括監
	保健福祉対策班副班長	企画課長
	農林水産対策班長	農林水産振興部長
	農林水産対策班副班長	農業振興課長
	土木対策班長	建設部長
	土木対策班副班長	管理課長
	教育対策班長	〇〇教育事務所長
教育対策班副班長	〇〇教育事務所次長	

災害対策本部〇〇地方本部〇〇支部の職員

支部の役職名	職名
〇〇地方司令室長	支局総務県民室長
〇〇地方司令室室長補佐	総務県民室主幹

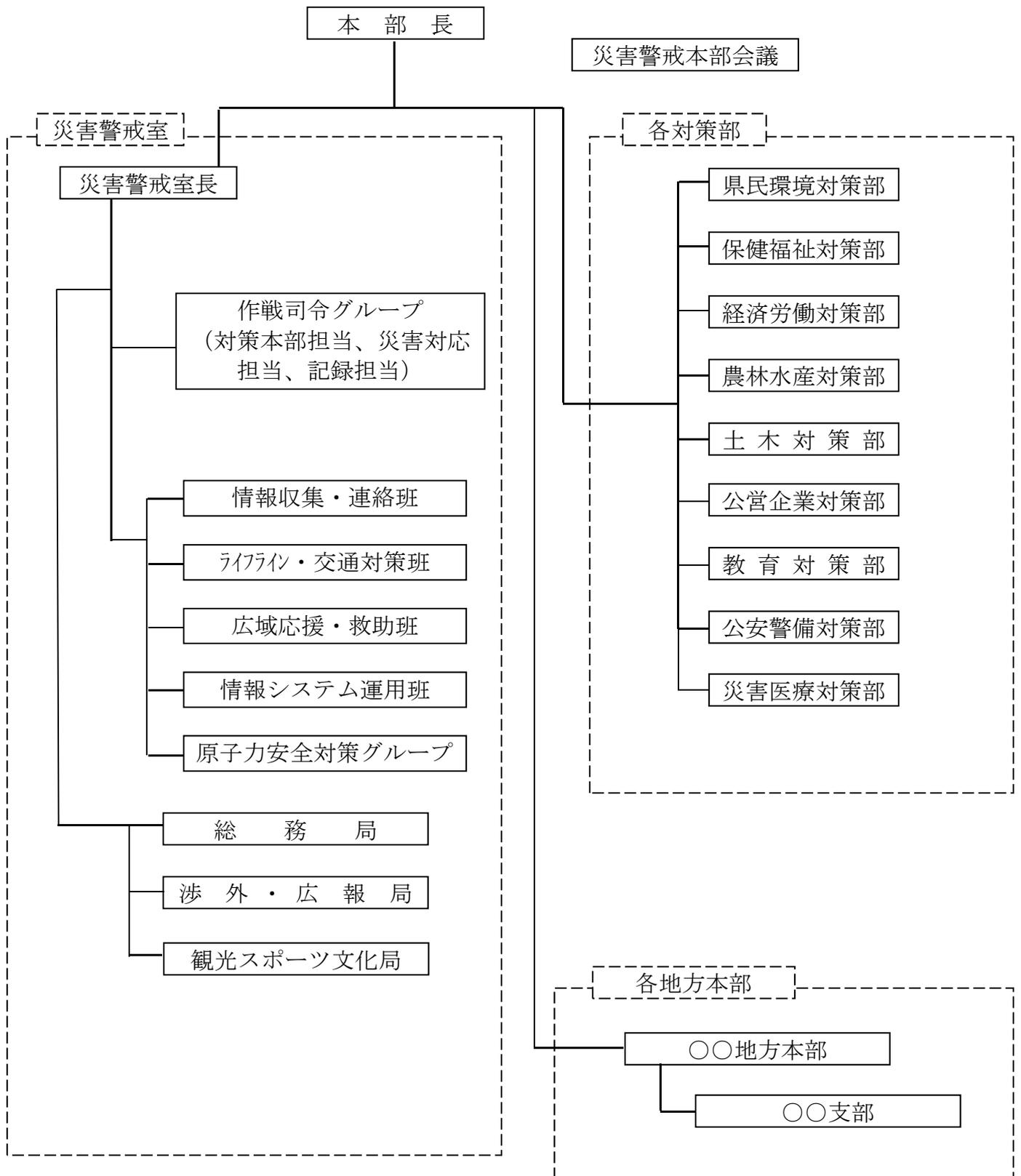
別表第14（第18条関係）

県外連絡部の名称、位置及び所掌事務

名称	位置	所掌事務
東京地方連絡部 部長 東京事務所長	東京事務所	1 被害状況、災害関係事項の国その他関係方面に対する連絡。 2 中央における情報資料の収集調査 3 その他本部長の特命事項

別表第15（第19条関係）

災害警戒本部組織図



別表第16（第19条関係）

災害警戒室所掌事務

部	局・グループ	分掌事務	
災害警戒室	作戦司令グループ	<p>対策本部担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警戒本部の設置及び解散の検討に関する事 ・ 災害応急対策に係る全体調整及び進行管理に関する事 ・ 災害警戒本部会議の招集に関する事 ・ 災害警戒本部情報の作成に関する事 ・ 災害警戒本部長への報告に関する事 ・ 消防庁災害即報の作成及び報告に関する事 ・ 災害警戒本部会議等各種会議資料及び記者発表用資料の原案の作成に関する事 ・ 現地災害警戒本部の設置に関する事 ・ 災害警戒及び注意喚起の発信に関する事 ・ 事務分掌外事案に係る対応調整に関する事 	
		<p>災害対応担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策の方針に係る企画及び立案に関する事 ・ 災害応急対策に必要な情報の収集・整理に関する企画及び進行管理に関する事 ・ 被災市町への被害状況等収集要員の派遣の要否の決定に関する事 ・ 災害警戒室及び各対策部が収集した情報の分析及び重要な情報の確認に関する事 ・ 市町からの応急対応要請の総合調整に関する事 ・ 国現地対策本部との連絡調整に関する事 ・ 災害対策基本法第60条第6項の規定による避難指示に関する事 ・ 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第六管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関、他都道府県及び応援協定締結事業者等への応援要請（他部の所管に属する事項を除く。）の要否の決定に関する事 	
		<p>記録担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集情報の記録・整理に関する事 ・ 地図情報の統括に関する事 ・ 災害資料の作成に関する事 	
		情報収集・連絡班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町、消防機関、警察等からの被害状況等に関する情報の収集に関する事 ・ 市町への情報提供に関する事 ・ 各対策部からの被害状況の収集に関する事 ・ 県警との被害状況に関する情報の相互提供及び確認に関する事 ・ 作戦司令グループからの指示による市町等関係機関、各対策部への連絡に関する事 ・ 被害状況等の関係省庁及び防災関係機関への提供に関する事 ・ 避難者数、避難所開設状況等の避難に関する情報の収集及び各対策部等への伝達に関する事

災害警戒室	ライフライン ・交通対策班	<ul style="list-style-type: none"> 交通（道路、鉄道等）の規制、運行等に関する情報の取りまとめ、整理及び記録並びに各対策部等への伝達に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> 交通（道路）の規制、運行等に関する情報収集に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> 災害派遣等従事車両証明に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報の取りまとめ、整理及び記録並びに各対策部等への伝達に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（電気及び工業用水）の被害状況等に関する情報収集に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（ガス）の被害状況等に関する情報収集に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（水道施設）の被害調査及び災害応急対策に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> ライフライン（通信）の被害状況等に関する情報収集に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> 四国運輸局、愛媛県トラック協会等への運送要請に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の航空輸送の調達手配に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の輸送に係る臨時ヘリポートの確保に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の輸送に係る空港の時間外使用に関する事
		<ul style="list-style-type: none"> 支援物資等の輸送に係る鉄道事業者への輸送応援要請に関する事
		広域応援・救助班
<ul style="list-style-type: none"> ヘリコプター等による偵察情報等の収集、整理及び記録に関する事 		
<ul style="list-style-type: none"> 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事 		
<ul style="list-style-type: none"> 緊急消防援助隊、被災地外消防本部、消防防災航空隊、自衛隊、第六管区海上保安本部、指定行政機関、指定地方行政機関及び他都道府県の活動調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事 		
<ul style="list-style-type: none"> 救助・捜索状況に関する情報の収集、整理及び記録に関する事 		
<ul style="list-style-type: none"> 避難者搬送に使用する車両、ヘリコプター、船艇等の確保に関する事 		
<ul style="list-style-type: none"> 県備蓄物資の供給手配に関する事 		
情報システム運用班	<ul style="list-style-type: none"> 自衛隊に対する炊き出し等の要請に関する事 	
	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報システムの機能確保に関する事 	
	<ul style="list-style-type: none"> 災害情報システムを使用した被災地映像等の受発信に関する事 	

災害警戒室	情報システム運用班		<ul style="list-style-type: none"> ・ 気象情報等の収集及び市町への伝達に関する事 ・ 消防防災GISの運用に関する事 ・ 通信事業者等外部団体との通信に係る連携に関する事 ・ 臨時災害放送局の開設支援など、住民への情報伝達手段の確保に関する事 ・ 自衛隊の通信支援の受入れに関する事 ・ マスメディア（テレビ等）のモニタリングによる情報収集及び記録に関する事 ・ 県ホームページを活用した各種情報提供に関する事 	
	グループ	原子力防災担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 放射線防護対策に関する事 ・ 原子力行政機関及び事業所等との連絡調整に関する事 ・ 県オフサイトセンターとの連絡調整に関する事 	
		原子力監視担当	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事故情報・プラント情報等の把握に関する事 ・ 緊急時モニタリングに関する事 ・ 気象情報等に関する事 	
	総務局	総務班		本部運営後方支援業務
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警戒本部会議の開催に係る補助に関する事 ・ 関係機関連絡員室の設置に関する事 ・ 本部業務に必要な場所の確保に関する事 ・ 自衛隊派遣部隊等の受入体制の確保に関する事 ・ 地方警戒本部の運営支援に関する事
				財産管理・庁舎管理業務
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 県有財産の被害調査及び災害応急対策に関する事 ・ 災害警戒室の入室管理に関する事 ・ 県庁舎への車両駐車規制に関する事 ・ 県有車両の集中管理に関する事（防災対策専用車両を除く） ・ 庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応に関する事
				庶務
				<ul style="list-style-type: none"> ・ 統括調整・司令室内職員の出張等の庶務に関する事 ・ 災害警戒本部の物品、食料、寝具等の確保に関する事 ・ 災害警戒室の対応要員の確保及びローテーションに関する事
				激甚災害取りまとめ業務
<ul style="list-style-type: none"> ・ 激甚災害に関する取りまとめに係る業務に関する事 				
私学関係業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 私立学校の被害状況の収集及び応急対策に関する事 ・ 私立学校応急対策に関する教育対策部学校対策班との連携に関する事 				
生活再建支援関係業務				
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県税に係る期限延長、執行猶予、減免等の特例措置の実施に関する事 				

災害警戒室	総務局	応援職員調整班	職員派遣調整業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内市町間の職員派遣調整に関する事 ・ 県内市町間の職員派遣調整に関する事 		
			職員管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事 ・ 職員の非常招集に関する事 ・ 災害対応要員の確保及びローテーションに係る庁内調整に関する事 ・ 災害時における職員の動員に関する事 		
			支援職員管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国、他都道府県等からの支援職員の全体把握に関する事 ・ 国、他都道府県等からの支援職員の派遣調整（他部の所管に属する事項を除く。）に関する事 ・ 国及び他都道府県の災害応援職員の受入れ、身分取扱い及び宿舎確保に関する事 		
			職員厚生班	福利厚生業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部職員等の保健衛生に関する事 ・ 災害応急対策のための要請に係る職員互助会及び共済組合との連携に関する事 ・ 職員の災害補償に関する事 ・ 被災職員の住宅確保の支援に関する事 	
				財務班	財務関係業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定金融機関等の営業状況の情報収集に関する事 ・ 営業時間の延長、休日臨時営業等の非常金融措置に係る日本銀行との協議及び金融機関へのあっせん、指導に関する事
					義援金業務	<ul style="list-style-type: none"> ・ 義援金の受付及び公表等に関する事
					渉外・広報局	渉外・視察班
			視察・接遇業務（他部の所管に属する事項を除く）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本部長及び副本部長の被災地の視察、慰問、激励等に関する事 ・ 皇室の災害見舞の対応に関する事 ・ 大臣等主要来県者の視察に関する事 ・ 国会議員の視察、他都道府県の職員の視察等に関する事 		
			広報・広聴班	報道業務		<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害警戒本部のプレス発表に関する事 ・ 報道機関からの照会に対する対応に関する事 ・ 臨時災害放送局との情報連携・提供に関する事 ・ 報道機関への緊急報道要請に関する事 ・ 報道機関に提供する公表資料作成に係る対策本部担当

災害 警戒 室	渉 外 ・ 広 報 局	広報・広聴班	との連携に関すること
			広報業務
			・ 災害広報活動の実施に関すること
			・ 県民への呼びかけ及び対応方針説明に関すること
			・ 県民への生活関連情報の提供に関すること
			・ 県の災害対応に関する情報提供及び呼びかけに関する こと
			・ 在県外国人への情報提供に関すること
	広聴業務		
	・ 災害情報に係る県民からの問い合わせへの対応に関する こと		
	・ 被災者等からの相談・苦情・要望の受付に関すること		
	観 光 ス ポ ー ツ 文 化 局	スポーツ文化班	文化施設・所管県営体育施設関係業務
			・ 文化施設及び所管県営体育施設の被害調査及び災害応 急対策等に関すること
		観光交流班	観光・国際関係業務
			・ 観光施設の被害調査及び災害応急対策に関すること
・ 観光客の避難状況等の把握に関すること			
・ 観光客の避難その他災害応急対策に関すること (被災者支援グループ)			
・ 風評被害対策に関すること			
・ 外国からの応援活動に係る支援に関すること			
・ 外国人に情報提供等が必要となった場合の支援に関する こと (被災者支援グループ)			

広域応援・救助班に必要に応じ、航空運用調整班を設置するものとし、その内容は別に定める。

別表第17（第19条関係）

災害警戒室の職員

室	警戒本部の役職名		職員
災害警戒室	災害警戒室長		県民環境部防災局長
	作戦司令グループ	作戦司令グループ長	防災危機管理課長
		作戦司令グループ対策本部担当チーフ	防災危機管理課主幹
		作戦司令グループ対策本部担当サブチーフ	防災危機管理課南海トラフ対策グループ担当係長
		作戦司令グループ災害対応担当チーフ	危機管理監
		作戦司令グループ災害対応担当サブチーフ	防災危機管理課防災企画グループ担当係長
		作戦司令グループ記録担当チーフ	防災危機管理課防災訓練係長
	ライフライン・交通対策班長		消防防災安全課主幹
	ライフライン・交通対策班副班長		デジタルシフト推進課主幹 消防防災安全課交通安全推進係長 消防防災安全課保安係長
	情報収集・連絡班長		防災危機管理課主幹
	情報収集・連絡班副班長		市町振興課主幹
	広域応援・救助班長		消防防災安全課長
	広域応援・救助班副班長		消防防災安全課主幹
	情報システム運用班長		スマート行政推進課長
	情報システム運用班副班長		スマート行政推進課主幹 防災危機管理課主幹
	原子力安全対策グループ	原子力安全対策グループ長	原子力安全対策課長
		原子力防災担当チーフ	原子力安全対策課長
原子力防災担当サブチーフ		原子力安全対策課主幹	
原子力監視担当チーフ		原子力安全対策推進監	
原子力監視担当サブチーフ		原子力安全対策課技幹 原子力安全対策課主幹 (技術)	

室	警戒本部の役職名		職員
災害警戒室	総務局	総務局長	総務部長
		総務局副局長	総務管理局長 行財政改革局長
		総務局総務班長	総務管理課長
		総務局総務班副班長	私学文書課長
		総務局応援職員調整班長	人事課長
		総務局応援職員調整班副班長	市町振興課長 行革分権課長
		総務局職員厚生班長	職員厚生課長
		総務局職員厚生班副班長	職員厚生課主幹
		総務局財務班長	会計課長
		総務局財務班副班長	審査課長
	渉外・広報局	渉外・広報局長	企画振興部長
		渉外・広報局副局長	秘書広報統括監 政策企画局長 デジタル戦略局長
		渉外・広報局渉外・視察班長	総合政策課長
		渉外・広報局渉外・視察班副班長	総合政策課課長補佐
		渉外・広報局広報・広聴班長	広報広聴課長
		渉外・広報局広報・広聴班副班長	広報広聴課主幹
	観光スポーツ文化局	観光スポーツ文化局長	観光スポーツ文化部長
		観光スポーツ文化局副局長	スポーツ局長 文化局長 観光交流局長
		観光スポーツ文化局スポーツ文化班長	地域スポーツ課長
		観光スポーツ文化局スポーツ文化班副班長	文化振興課長
		観光スポーツ文化局観光交流班長	観光国際課長
		観光スポーツ文化局観光交流班副班長	観光国際課主幹

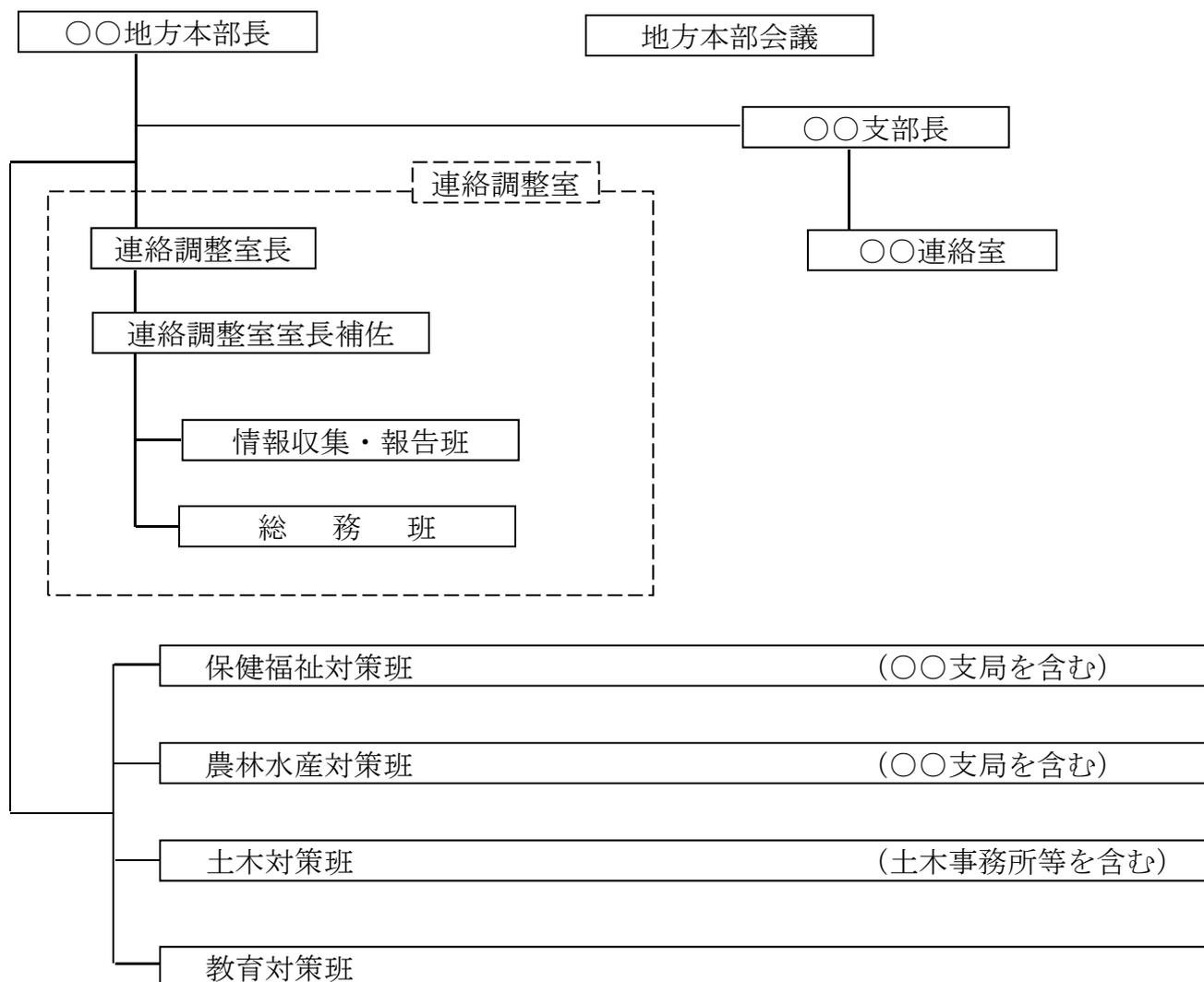
別表第18（第21条関係）

災害警戒本部〇〇地方本部及び〇〇支部の名称、位置及び所管区域

名 称	位 置	所 管 区 域
東予地方本部	東予地方局	今治市、新居浜市、西条市、四国中央市及び上島町
今治支部	東予地方局今治支局	今治市及び上島町
中予地方本部	中予地方局	松山市、伊予市、東温市、久万高原町、松前町及び砥部町
南予地方本部	南予地方局	宇和島市、八幡浜市、大洲市、西予市、内子町、伊方町、松野町、鬼北町及び愛南町
八幡浜支部	南予地方局八幡浜支局	八幡浜市、大洲市、西予市、内子町及び伊方町

別表第19（第21条関係）

災害警戒本部〇〇地方本部組織図



別表第20（第21条関係）

災害警戒本部〇〇地方本部所掌事務

室	班名等	分掌事務	
連絡調整室	情報収集・報告班 ・総務県民課 ・地域政策課 ・商工観光課 ・税務管理課、課税課（東予・中予） ・税務課（南予） ・出納室（東予・南予）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害現地調査に関する各班調整に関する事 ・ 市町災害対策本部等との連絡調整に関する事 ・ 被災市町への被害状況等収集要員の調整に関する事 ・ 地方本部内の連絡調整及び地方本部会議に関する事 ・ 各対策班の応急対策等の把握及び進捗管理に関する事 ・ 市町の被害、応急対策等の情報収集・整理及び災害警戒本部への報告に関する事 ・ 市町への情報提供に関する事 ・ 重要な情報の確認及び地方本部長への伝達に関する事 ・ 災害警戒本部から指示された事項の処理に関する事 ・ 交通（道路）の規制、運行等に関する情報収集に関する事 ・ 災害派遣等従事車両証明に関する事 ・ ライフライン（電気・ガス・水道・通信）の被害状況及び復旧状況に関する情報収集・整理に関する事 ・ 原子力災害対策に関する事 	
		総務班 ・総務県民課 ・地域政策課 ・商工観光課 ・税務管理課、課税課（東予・中予） ・税務課（南予） ・出納室（東予・南予）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方本部職員（家族も含む）の被災状況の把握に関する事 ・ 地方本部職員の非常招集に関する事 ・ 地方本部内における応援職員の調整に関する事 ・ 事務分掌外事案及び各班に属さない事項の処理に関する事 ・ 被災市町への被害状況等収集要員及び応援職員等の派遣対応に関する事 ・ 被災地視察の受入調整に関する事 ・ 地方本部職員、他機関の応援職員の飲食料等の調達に関する事 ・ 地方本部職員、他機関の応援職員の福利厚生に関する事 ・ 連絡調整室職員の出張等の庶務に関する事 ・ 県庁舎の被災状況の把握及び応急対策に関する事 ・ 県庁舎の電気・電話・給排水設備の復旧及び確保に関する事 ・ 県庁舎への車両駐車規制に関する事 ・ 庁舎内被災者及び帰宅困難者の対応に関する事 ・ 県民からの問い合わせへの対応に関する事

班名等	分掌事務
保健福祉対策班 ・企画課、地域福祉課、健康増進課、生活衛生課、環境保全課 (支局を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 県民環境対策部、保健福祉対策部及び災害医療対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること ・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の連絡調整室への報告に関すること ・ 連絡調整室から指示された事項の処理に関すること
農林水産対策班 ・農業振興課、農村整備課、森林林業課、肱川流域林業振興課、水産課、家畜保健衛生所 (支局を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 農林水産対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること ・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の連絡調整室への報告に関すること ・ 連絡調整室から指示された事項の処理に関すること
土木対策班 ・建設部各課、〇〇土木事務所、〇〇ダム管理事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 土木対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること ・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の連絡調整室への報告に関すること ・ 連絡調整室から指示された事項の処理に関すること
教育対策班 ・〇〇教育事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事項の被害状況調査及び応急対策に関すること ・ 教育対策部から指示された事項及び同対策部が所掌する事項に関すること ・ 所管事項の被害状況及び応急対策状況の連絡調整室への報告に関すること ・ 連絡調整室から指示された事項の処理に関すること

〇〇支部

班名等	分掌事務
〇〇連絡室 ・総務県民室、税務室、地域産業振興部〇〇支局商工観光室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部管内市町災害対策本部等との連絡調整に関すること ・ 支部管内市町の被害、応急対策等の情報収集・整理並びに災害警戒室及び地方本部連絡調整室への報告に関すること ・ 重要な情報の確認及び支部長への伝達に関すること ・ 職員（家族も含む）の被災状況の把握に関すること ・ 支部における応援職員の調整に関すること ・ 庁舎の被災状況の把握及び応急対策に関すること ・ 庁舎の電気・電話・給排水設備の復旧及び確保に関すること ・ 支部職員、他機関の応援職員の飲食料等の調達に関すること ・ 地方本部連絡調整室から指示された事項の処理に関すること

(共通事項)

班 名 等		分掌事務
各部	各部幹事課	・ 部内各班及び関係機関との連絡調整に関すること
		・ 部関係の災害情報の収集伝達に関すること
		・ 部関係の被害の取りまとめに関すること
		・ 部内の災害応急対策の推進に関すること
		・ 部内職員の動員及び要員の確保に関すること
		・ 部内職員の安否の取りまとめに関すること
		・ 庁舎等管理施設・設備の被害状況調査及び応急対策に関すること

別表第21 (第21条関係)

災害警戒本部〇〇地方本部の職員

地方本部の役職名		職 名
連絡調整室	連絡調整室長	地域産業振興部長
	連絡調整室室長補佐	総務県民課長
	情報収集・報告班長	防災対策室長
	情報収集・報告班副班長	地域政策課主幹
	総務班長	地域政策課長
	総務班副班長	総務県民課長補佐
対策班	保健福祉対策班長	健康福祉環境部長
	保健福祉対策班副班長	保健統括監
	保健福祉対策班副班長	企画課長
	農林水産対策班長	農林水産振興部長
	農林水産対策班副班長	農業振興課長
	土木対策班長	建設部長
	土木対策班副班長	管理課長
	教育対策班長	〇〇教育事務所長
教育対策班副班長	〇〇教育事務所次長	

災害警戒本部〇〇地方本部〇〇支部の職員

支部の役職名	職 名
〇〇連絡室長	支局総務県民室長
〇〇連絡室室長補佐	総務県民室主幹

20-6 災害対策本部統括司令部等の応援職員に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模災害の発生時において、過去に防災局等において災害対応業務に従事した職員を、その経験を生かし、災害対策本部統括司令部等の応援職員として初動対応業務に従事させるために必要な事項について定めるものとする。

(応援職員の対象)

第2条 災害対策本部統括司令部統括調整・司令室又は地方本部地方司令部若しくは支部地方司令室（以下「統括司令部等」という。）の応援に当たる職員（以下「応援職員」という。）は、次のいずれにも該当する職員であって、知事が適当と認めたものとする。

- (1) 県民環境部防災局又は地方局防災対策室若しくは支局総務県民室で災害対応業務に従事した職員で、異動後3年以内のもの
- (2) 管理職以外の職員

(応援職員の人選及び兼務発令)

第3条 防災安全統括部長は、人事異動内示後に、前条各号に該当する翌年度の応援職員の人選及び応援先について、総務部長と協議し、その結果を県民環境部長及び地方局長に通知するものとする。

2 前項の応援先は、原則として、防災局で災害対応業務に従事した職員にあつては災害対策本部統括司令部統括調整・司令室と、地方局防災対策室又は支局総務県民室で災害対応業務に従事した職員にあつては地方本部地方司令部又は支部地方司令室とする。ただし、応援職員の所属課所や居住状況によっては、この限りでない。

3 県民環境部長及び地方局長は、第1項の協議結果に基づき、応援職員の防災危機管理課又は総務県民課（室）の兼務について知事に内申し、知事又は地方局長が兼務を命じるものとする。

(応援職員の業務)

第4条 応援職員は、統括司令部等の職員として、初動対応業務に不慣れな職員の手ほどきや被災して参集できない職員の代行業務などの応援業務に従事するものとする

(参集)

第5条 愛媛県災害対策本部要綱（平成22年6月11日制定。以下「本部要綱」という。）の規定により災害対策本部が設置された場合においては、副統括司令（防災安全統括部長）等統括司令部等の責任者（以下「責任者」という。）は、必要に応じて、応援職員に参集を依頼し、前条の業務を命ずることができる。

- 2 前項の依頼があったときは、応援職員は、統括司令部等に直ちに参集するものとし、当該応援職員の所属長は、他の全ての事務に優先してこれに協力するものとする。
- 3 応援職員の参集場所は、防災危機管理課に兼務を命ぜられた者にあつては統括司令部統括調整・司令室と、総務県民課（室）に兼務を命ぜられた者にあつては地方司令部若しくは支部地方司令室とする。ただし、交通状況等により当該参集場所に参集できないときは、参集可能な最寄りの統括司令部等に参集するものとする。
- 4 応援職員は、前項の参集場所に参集することができない場合は、統括司令部等に連絡し、その指示を受けるものとする。

（従事期間）

第6条 応援職員の従事期間は、被害状況等を勘案して責任者が決定するものとする。また、職員の被災等により統括司令部等の職員の補充が容易でない場合その他被害の状況によりやむを得ない場合は、従事期間の延長を妨げない。

- 2 前項の場合において、責任者は、参集した応援職員の所属長に対し、決定した従事期間を通知するものとする。
- 3 責任者は、業務遂行の必要がなくなったときは、参集した応援職員の任務を直ちに解除するものとする。

（災害対策本部指名職員との関係）

第7条 応援職員には、原則として、応援業務以外の業務に従事するための本部要綱第4条第5項若しくは第7項又は第9条第7項の規定による統括司令部若しくは対策部又は地方本部（支部）の職員としての指名は行わないものとする。ただし、やむを得ない事情により、当該指名が行われた場合には、応援職員の業務を優先して遂行するものとする。

（研修）

第8条 防災危機管理課長は、応援職員に対し、応援業務など災害対応業務の遂行に必要な研修を行うものとする。

（雑則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、応援職員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を施行するため必要な応援職員の人選その他の準備行為は、この要綱の施行前においても行うことができる。

20-7 災害対策本部統括司令部等の応援職員の兼務発令に関する取扱要領

(平成 29 年 3 月 21 日制定)

第1 兼務発令の内申手続について

兼務発令の内申手続は、次のとおりとする。

- ① 過去3年間に災害対応業務に従事した職員のリストの作成（防災危機管理課対応）
- ② 人事異動内示後、速やかに①の対象職員の異動状況の確認（防災危機管理課対応）
- ③ 異動先に対し、2の兼務除外相当の事由の有無について照会（防災危機管理課対応）
- ④ 兼務対象職員のリスト及び兼務先を防災危機管理課が人事課と協議の上作成し、県民生活課及び地方局総務県民課に通知する。
- ⑤ 県民生活課及び地方局総務県民課から人事課に対し、兼務発令の内申を行う。

第2 兼務対象から除外する職員について

次の①から⑥までのいずれかに該当する職員は、兼務対象職員から除外するものとする。

- ① 災害警戒本部体制時において災害対応業務に従事したことがない職員（原子力監視グループに所属していた職員を除く。）
- ② 管理職に昇任した職員
- ③ 再任用をされた職員
- ④ 警察、消防、他県又は市町等から県に出向していた職員
- ⑤ 異動先が県民環境部防災局又は地方局防災対策室若しくは支局総務県民室であって、災害対応業務に従事する職員
- ⑥ 異動先の勤務地が県外である職員又は市町若しくは財団等への派遣職員
- ⑦ 心身の故障その他これに準じる理由により、応援業務の遂行ができないと認められる職員

第3 兼務先について

平日昼間の勤務時間中における発災を基本に考えており、防災局で災害対応業務に従事した職員にあっては防災危機管理課、地方局防災対策室又は支局総務県民室で災害対応業務に従事した職員にあっては地方局総務県民課（室）に兼務発令を行うが、応援職員の所属課所や居住状況を考慮して、次のとおりとする。

区分	従前の所属箇所	異動箇所	参集場所	兼務先
1	防災局	本庁	災害対策本部	防災危機管理課
2		地方局（中予）	災害対策本部	防災危機管理課
3		地方局（中予以外）	配属先の地方本部	配属先の地方局総務県民課(室)
4	地方局	本庁	地方本部（中予局）	中予地方局総務県民課
5		地方局	配属先の地方本部	配属先の地方局総務県民課(室)

防災・危機管理セルフチェック項目一覧

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠	マニュアル等からの引用文
平時からの備え	市町村の業務継続等	1	市町村長不在時にはあらかじめ定められた代行者が在庁する体制がとられているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.41	2.4.2 職務代行 「首長不在時に首長の職務を代行する者を定めることは、必要不可欠である。」 [代行にあたっての留意点] ・職務代行者が全員不在となることがないように運用方法を定める。
		2	災害時に防災・危機管理担当職員から、市町村長や担当幹部に、直接連絡できる体制を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.4 緊急連絡先の整理 「部署ごとに発災時に必要となる緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておく。」
		3	執務時間外及び休日の災害発生時に備え、宿日直体制(これに相当する参集体制を含む。)を整備しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.50	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 1)-② 「夜間・休日の発災時の初動に最低限必要な職員を、交替制で宿日直要員として指定」
		4	災害事象毎の参集基準、手段を定めるなど災害時に必要な職員が参集する体制を構築しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.3 職員の参集体制の確立 「災害の区分ごとに参集基準を定めるとともに、参集対象の課室や職員等を定める。」
		5	災害対策本部が設置される庁舎等、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により高い安全性を確保しているか。	「防災基本計画」p.91	第3編 第1章 第2節 3(2)建築物の安全化 「国及び地方公共団体は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努めるものとする。」
		6	本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎を定めているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.54	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 2)-② 「国や都道府県の既存の被害想定にかかわらず、局的豪雨や豪雪、火災等、被害想定のない事象により、庁舎が使用できなくなる可能性があるため、全ての地方公共団体で「代替庁舎」の特定が必要」
		7	災害対策本部が設置される庁舎に、非常用電源を設置し、72時間以上の燃料を備蓄するとともに、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対し必要な浸水・地震対策を講じているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.58 「地方公共団体の業務継続性確保のための非常用電源の整備について」(平成30年11月27日付け消防第181号消防庁国民保護・防災部防災課長通知)	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 4)-② 「非常用発電機の購入、燃料の備蓄等による非常用の電力の確保」 (3)非常用電源の浸水・地震対策について 災害発生の際は、地方公共団体の庁舎も被災するおそれがあるため、適切な措置を講じていなければ、非常用電源の設備に支障をきたし稼働できない事態も想定されることから、災害による停電時であっても確実に非常用電源を稼働させるため、浸水想定深より上部への設置や転倒防止の措置など、非常用電源に対する浸水や揺れに備えた対策を図ること。
		8	災害対応業務にあたる職員用の飲料水、食料、仮設トイレ等を、3日以上備蓄しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.65	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 8) 「3日から1週間分の職員用の水・食料等の備蓄」
		9	安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータをバックアップし、庁舎外で保管するなど同時被災しないようにしているか。	「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」p.30 「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.63	第3章 第1部 ステップ5 「重要な情報については、最低限の対策としてバックアップを実施し、さらに、そのバックアップが同時に被災しないように対策を講じる必要がある。」 2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 7) 「重要な行政データのバックアップ対策」
		10	避難勧告等発令、安否確認、被害情報収集などの「非常時優先業務」を整理しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.25	2.3 非常時優先業務の整理 「発災時に資源等の制約を伴う状況下で業務継続を図るためには、優先的に実施する業務を時系列で絞り込むことが必要となる。」
		11	全庁的な役割分担を行い、防災・危機管理担当以外の職員も迅速かつ確に災害対応ができるよう職員対応マニュアルを作成しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.11	1. 災害対応体制の実効性の確保 ●全庁的な水害対応業務の実施体制の確保 「防災担当以外の職員も、特に初動対応時に迅速かつ確に災害対応できるよう各職員の業務を明確化した職員対応マニュアル等を整備し、…」
		12	災害発生時における職員の参集、非常用電源の確保、情報システムのバックアップ、情報伝達、災害対策本部の設置・運営、国との連携の確認等の初動対応訓練や、避難所の開設・運営訓練、支援物資の調達・輸送訓練等各年ごとに訓練を実施する上での重点的なテーマを明確にして、毎年定期的な訓練を実施しているか。	「平成30年度総合防災訓練大綱」p.7	5. (1)地方公共団体等の総合防災訓練の重要性 「地方公共団体においては、災害発生時における職員の参集、非常用電源の確保、情報システムのバックアップ、情報伝達、災害対策本部の設置・運営、国との連携の確認等の初動対応訓練や、避難所の開設・運営訓練、支援物資の調達・輸送訓練等各年ごとに訓練を実施する上での重点的なテーマを明確にして、毎年定期的な訓練の実施に努める。」
		13	職員の災害対応能力を向上させるため、各種研修や災害対応に必要な資格取得・講習の受講等を通じ、積極的な人材育成を行っているか。	「防災基本計画」p.23	第2編 第1章 第6節 2(4)職員の体制 「国及び地方公共団体は、応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修期間等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携等により、人材の育成を図るとともに、…」
		14	災害発生時の活動に必要な職員用の装備品や情報通信機器を確保し、その使用方法の習熟等に努めているか。	「防災基本計画」p.23	第2編 第1章 第6節 2(4)職員の体制 「定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備品の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。」
住民の避難への備え	住民の避難への備え	15	各地域において発生が懸念される災害リスク情報について、ホームページ等で公表するなど平時から住民等に周知しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン」①(避難行動・情報伝達編) p.16	3.1 平時からの情報提供 「市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実情にとらわれず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動、避難勧告等の発令単位となる地区名について、その考え方も含めて徹底すべきである。」
		16	食料、飲料水、携帯・簡易トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック等の転倒防止対策等の家庭での予防・安全対策について、住民等に啓発活動を行っているか。	「防災基本計画」p.14、15	第2編 第1章 第3節 2(1)防災知識の普及 以下の事項について普及啓発を図るものとする。 「最低3日間、推奨1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用ペーパー等の備蓄、非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策」
		17	避難勧告等が発令された場合に、災害種別ごとに住民がとるべき避難行動(例:防災マップや災害・避難カードの作成、防災訓練の実施等)を理解できるようにするための取組を実施しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン」①(避難行動・情報伝達編) p.16	3.1 平時からの情報提供 「特に、避難行動に関しては、避難勧告等が発令された段階で指定緊急避難場所へ立退き避難すること等のとるべき避難行動をあらかじめ考えておくことや、災害時には状況に応じて「近隣の安全な場所」への立退き避難、「屋内安全確保」といった臨機応変な避難行動をとらなければならない場合があることを十分に周知するとともに、居住者等が最終的に避難行動を判断しなければならないことを確実に伝えるべきである。」
		18	災害種別毎に指定緊急避難場所を指定した上で、都道府県にその旨を通知し、住民に周知しているか。	「災害対策基本法等(地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項)の運用について」p.6	法第49条の4第1項においては、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、例えば学校や公民館などの施設や高台にある公園や広場などの場所を対象とし、「政令で定める基準に適合する施設又は場所」を、洪水、津波等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定することとしている。
		19	指定緊急避難場所の開設について、施設の開放を行う担当者等をあらかじめ定めるなど管理体制を確立しているか。	「災害対策基本法等(地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項)の運用について」p.6	管理条件(令第20条の3第1号等) 「指定緊急避難場所がその役割を果たすためには、災害が差し迫った状況や発災時において居住者等(居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。)が緊急的に避難し、身の安全を確保することができるよう指定緊急避難場所が確実に開放されることが必要であることから、本条件を設けることとしたものである。」
		20	指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、日頃から住民に周知しているか。	「防災基本計画」p.32	○避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
		21	指定した避難場所について、防災施設の整備の状況、地形、地質、その他の状況を総合的に勘案し、収容人数や安全性、管理の状況など、その適切性について不断の見直しを行っているか。	「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等について」(平成28年6月29日 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)・参事官(被災者行政担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長事務連絡)	1. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定について ○既に指定を行った避難場所・避難所についても、法や本通知等の内容を踏まえ、その適切性について不断の見直しを行うこと。
		22	自主防災組織の活動を担うリーダーに対する研修の実施等により、防災リーダーの育成に努めるとともに、自主防災組織が主体となった防災訓練や地域住民に対する啓発活動等の実施を促しているか。	「防災基本計画」p.16 「自主防災組織の手引」p.28-29	第2編 第1章 第3節 3(1)消防団、自主防災組織、自主防犯組織の育成強化 「市町村(都道府県)は、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施等による防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとし、住民は、地域の防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努めるものとする。」 第2章 第2節4.組織を担う人材の募集・育成 「自主防災活動を活性化するためにも、市町村及び消防機関等において地域防災の要となるべきリーダーの育成に努める必要がある。」
		23	過去の災害発生履歴等を踏まえ、自団体において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練を実施しているか。	「平成30年度総合防災訓練大綱」p.7	5. 地方公共団体等における防災訓練等(3)地域の実情に応じた訓練 「各地域により訓練が必要とされる災害の種類等が異なることから、地震災害、津波災害、風水害、竜巻災害、土砂災害、火山災害、雪害、原子力災害等の過去の災害発生履歴等を踏まえ、当該地域において特に訓練の必要性が高い災害を想定し、多数の住民の参加による、地域の実情に応じた訓練の積極的な実施に努める。」

防災・危機管理セルフチェック項目一覧

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠	マニュアル等からの引用文	
災害応急対策 (事前段階)	災害対策本部の設置・運営	24	災害事象毎に具体的な設置基準を定めるなど災害対策本部を迅速に設置する備えがとられているか。	「防災基本計画」p.47	第2編 第2章 第2節 防災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 3 地方公共団体の活動体制 「地方公共団体は、防災後(風水害、火山災害及び雪害の発生のおそれがある場合を含む。)、職員等の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに、……市町村には市町村災害対策本部の設置、市町村現地災害対策本部の設置、石油コンビナート等現地防災本部の設置等必要な体制をとるものとする。」	
		25	各班及び関係機関との情報共有・調整を円滑に行うため、災害対策本部用に、平時の執務室から独立した広いスペース(会議室等)を確保しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.12	1. 災害対応体制の実効性の確保 ●独立した災害対策本部事務室の確保 「災害対策本部は平時の執務室とは独立したスペース(会議室等)を確保する」	
		26	災害対策本部において、道路、河川カメラ、ヘリテレ、119番入電状況等の情報を収集するための防災情報システムを整備しているか。	「防災基本計画」p.21	第2編 第1章 第6節 2 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 「国、公共機関及び地方公共団体は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのIT化に努めるものとする。」	
		27	災害対策本部において把握、対応すべき事項(人的被害、建物被害の状況等)を、災害事象毎に事前に想定しているか。	「防災基本計画」p.43	第2編 第2章 第2節 防災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 1 災害情報の収集・連絡 「市町村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津浪、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。」	
		28	災害対策本部において、国・都道府県等の関係機関との連絡のため、災害時優先電話(固定電話又は携帯電話)、防災行政無線(移動系)、衛星携帯電話等の通信手段を、複数確保しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.60	2.5.1 必要資源の確保状況の確認と対策の検討 5)-② 「複数の手段を準備しておき、災害時に優先して使用する機器を確認し、関係者間で周知」	
		29	災害対策本部の収集情報、意思決定などについて、どのように公表するか、あらかじめ方針を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.19	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●報道機関への対応ルールの明確化【参考1】 「本部会議の公開・非公開について、公開のメリット・デメリットを踏まえ、対応を検討しておく」	
		30	広報・報道対応の責任者を明確に位置づけ、窓口を一元化する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.19	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●報道機関への対応ルールの明確化 「災害対策本部に広報責任者を明確に位置づけ、広報・報道対応窓口を一元化する」	
		31	災害対応業務に利用する計画、マニュアル、ガイドライン等について、発災後直ちに活用できるよう、あらかじめ印刷してファイルにまとめているか。	「地方公共団体におけるICT部門の業務継続計画(BCP)策定に関するガイドライン」p.30	第3章 第1節 ステップ5 「重要な情報については、最低限の対策としてバックアップを実施し、さらに、そのバックアップが同時に被災しないよう対策を考へる必要がある。」	
	避難勧告等の発令基準の策定	32	災害種別毎に避難勧告等の具体的でわかりやすい発令基準を、あらかじめ策定しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」p.4	1.3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方 「市町村は対象とする災害の種別毎に避難行動が必要な地域を示して、居住者等が適切な避難行動がとれるように、判断基準を基に避難勧告等を発令する。」 ※ガイドライン全体で、災害種別毎に発令基準の考え方が記載されている	
		33	避難勧告等の発令基準を、関係機関等からの助言を受けた上で策定しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」p.8	1.5 判断基準の設定にあたっての関係機関の協力・助言 「災害対策基本法では、市町村は国・都道府県等に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができることとされていることから、避難勧告等の判断基準を設定する際は、これらの協力・助言を積極的に求める必要がある。」	
		34	災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動、避難勧告等の発令単位となる地区名について、その考え方も含めて住民等にホームページ等で公表するなど周知しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.16	3.1 平時からの情報提供 「市町村は、居住者・施設管理者等が過去の被災実績にとらわれず、これまでにない災害リスクにも自ら対応できるよう、平時から居住者・施設管理者等に対して災害リスク情報や、災害時に対象者がとるべき避難行動、避難勧告等の発令単位となる地区名について、その考え方も含めて徹底すべきである。」	
		35	いざという時に関係機関からの連絡を活かし、また必要に応じ関係機関へ助言を求められることができるように、連絡先の共有を徹底するなど関係機関と「顔の見える関係」を構築するよう努めているか。	「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」p.46	8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制 「いざという時に河川管理者や気象台職員からの連絡を地方公共団体が活かすための体制づくり、必要に応じて河川管理者等へ助言を求められる仕組みを構築しなければならない。そのためには、平時から河川管理者や気象台職員とやりとりをして、顔の見える関係(意見を言い合える信頼関係)を築いておくべきである。」	
		避難勧告等の伝達手段	36	住民への迅速・確実な情報伝達のために、複数の伝達手段を確保し、その周知を行っているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.28	4. 避難勧告等の伝達手段と方法 「避難勧告等を居住者・施設管理者等に広く確実に伝達するため、また、停電や機器・システム等に予期せぬトラブル等があることも想定し、共通の情報を可能な限り多様な伝達手段を組み合わせたことが基本である。」
	37		伝達手段を災害時に最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検、操作訓練等を実施しているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.28	4. 避難勧告等の伝達手段と方法 「また、利用可能な情報手段を最大限活用できるよう、平時から各伝達手段の点検や災害を想定した操作訓練等を行うべきである。」	
	38		戸別受信機等の配備により、高齢者世帯等への確実な情報伝達ができるようになっていくか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.28	4. 避難勧告等の伝達手段と方法 「PUSH型の伝達手段のうち、屋外拡声器を用いた市町村防災行政無線(同報系)での伝達については、大雨等により屋外での音声による伝達が難しい面もあることから、市町村防災行政無線(同報系)戸別受信機、(中略)等の屋内で受信可能な手段を組み合わせる。」	
	避難勧告等の発令時の対応	39	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、空振りを恐れず、避難勧告等を発令することとしているか。 ※避難勧告等を発令したにも関わらず、災害救助法が適用されるような被害が生じた場合の費用について、全国市長会、全国町村会において、保険制度を設けている。	「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」p.4、46	1.3 避難勧告等発令の判断基準の基本的考え方 「避難勧告等を発令したにもかかわらず災害が発生しない、いわゆる「空振り」の事態を恐れず、判断基準に基づき避難勧告等を発令すべきであり、」 8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制 「災害救助法の適用に至らない場合に備え、実際に支出した費用を補償する保険制度(全国市長会「防災・減災費用保険制度」、全国町村会「災害対策費用保険制度」)を活用すること等も考えられる。」	
		40	避難勧告等発令時に、どのような災害が発生するおそれがあるのか、その対象者及び対象地区を明確にして分かりやすく伝達することとしているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.19	3.3 避難勧告等の伝達 「避難勧告等を発令する際には、その対象者を明確にするとともに、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達すべきである。」	
	要配慮者、要支援者の避難	41	避難行動要支援者名簿を平時より避難支援等関係者に対して提供しているか。	「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」p.20-21	第1部 第2 避難行動要支援者名簿の作成等 4 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供 「○ ……市町村は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供することが求められること(法49条の11第2項)」等	
		42	避難行動要支援者、要配慮者利用施設に対する避難勧告等の伝達方法、担当を定めているか。	「避難勧告等に関するガイドライン①(避難行動・情報伝達編)」p.36	5.3.1 要配慮者利用施設等への情報の伝達 「市町村は、要配慮者利用施設等へ情報が確実に伝達されるよう、市町村内の情報共有の仕組みと情報伝達体制を定めておくとともに施設を整備しておくべきである。具体的には、避難勧告等の伝達であれば、実際に避難勧告等の発令を担う防災担当部署の情報を、指定河川洪水予報や土砂災害警戒情報等であれば、それを受け取る部署(防災担当部署や土木部局)の情報を基に、施設との関係が深い市町村の担当部署(社会福祉施設であれば福祉部局)が行うことが望ましい。」	
		43	訪日外国人旅行者、在留外国人等避難誘導の際に配慮を要する者への情報伝達体制等の整備に努めているか。	「防災基本計画」p.33	○地方公共団体は、訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努めるものとする。	
	災害応急対策 (人命救助等)	警戒・被害情報の収集及び分析	44	災害発生時の危険性が高まっている段階から、又は発災直後から情報収集等を確実にするため、災害対策本部に、情報収集、情報分析を行う担当を設けているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.70 「避難勧告等に関するガイドライン②(発令基準・防災体制編)」p.47	2.6 緊急時の対応手順(行動計画)の検討 表2-11 「① 災対本部〇〇班を中心に、(中略)情報を収集」 8.1 躊躇なく避難勧告等を発令するための体制 ② 河川管理者や気象台の職員、その経験者、防災知識が豊富な専門家等の知見を活用できるような体制の構築 ・ホットラインによる連絡があった際には、市町村長が状況を確実に把握できるような体制を構築しておくべきである。例えば、先に述べた緊急情報を収集・分析する組織を専任で設置し、当該組織はホットライン等の緊急情報を確実に市町村長に報告するとともに、避難勧告等の発令に資する情報の分析を一元的に担うことで、市町村長の意思決定を補佐する組織とすること等が考えられる。
			45	人的・物的被害、孤立地区の発生状況等、被害の規模等を把握するため、情報収集先、方法、聞き取り項目を、あらかじめ設定しているか。	「防災基本計画」p.43	第2編 第2章 第2節 防災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 1 災害情報の収集・連絡 「市町村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津浪、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。」
			46	行方不明者数を含む人的被害の状況把握のため、被災者の安否確認の方法、消防・警察などの情報収集先についてあらかじめ定めているか。	「防災基本計画」p.43	第2編 第2章 第2節 防災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立 1 災害情報の収集・連絡 「市町村は、人的被害の状況(行方不明者の数を含む。)、建築物の被害、火災、津浪、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに都道府県へ報告するものとする。」
			47	住民からの問合せに円滑に対応し、本来の災害対応業務に支障が生じないよう、問合せ窓口を一元化する体制をとっているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.20	2. 情報の収集・発信と広報の円滑化 ●住民からの問合せ窓口の一元化 「問合せ窓口を一元化して本来業務に集中できる環境を作り、窓口の連絡先等の情報を、広く迅速に公表することが重要である」
		救助・救急活動	48	緊急消防援助隊や自衛隊等の災害派遣を要請する場合の手順、連絡先等をあらかじめ明確にしているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.25	5. 応援の受け入れ体制の確保 「(略)様々な主体からの支援を十分活用できるよう、応援要員の到着時期や支援内容等を事前に把握しておく」
			49	被害状況等の早急な把握に努め、救助・救急活動のため関係機関と情報共有を図る連絡体制を確保しているか。	「防災基本計画」p.56	第2編 第2章 第4節 1 救助・救急、医療及び消火活動 「被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、現地对策本部との合同会議を活用する等により、非常本部等、現地对策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに…」
			50	救助活動等を行う、警察・消防・自衛隊等の活動拠点をあらかじめ指定、確保しているか。	「防災基本計画」p.56	第2編 第2章 第4節 1 救助・救急、医療及び消火活動 「被災地方公共団体は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、……警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする」

防災・危機管理セルフチェック項目一覧

大項目	中項目	番号	チェック項目	マニュアル等の根拠	マニュアル等からの引用文
災害救助法の適用	災害救助法の適用	51	避難所の開設・運営、住宅の応急修理、仮設住宅の確保等に必要費用等を整理するため、災害救助法の各救助項目ごとに発災時の対応を検討しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.38	8. 災害救助法の適用 ●応急救助の実施検討 「市町村は、平時より、都道府県から委任を受けて行う災害救助法の救助項目ごとに、発災時の対応を検討しておく」
		52	指定避難所をあらかじめ指定をした上で、都道府県にその旨を通知し、住民に周知しているか。	「災害対策基本法等(地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項)の運用について」p.15	法第49条の7第1項において、被災者が一定期間滞留在する場としての避難所については、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、「政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設」を指定避難所として指定することとしたものである。
		53	指定避難所の指定に際し、発生が予想される災害の規模や影響等を考慮し、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定しているか。	「防災基本計画」p.33 「災害対策基本法等(地区防災計画、指定緊急避難場所及び指定避難所関連事項)の運用について」p.16	○市町村は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、公民館、学校等の公共施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。 ○自然災害の発生により既に避難している避難者が二次的に避難をするような事態をできるだけさけるため、避難所の立地場所はこの種の災害の影響が比較的小さい場所とする必要があることから、想定される災害による影響が比較的小さい場所にあるものであることを求めるものである。具体的には、洪水の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、津波災害警戒区域など、災害が発生するおそれがある区域内に立地している施設を極力避けて指定することが望ましい。
		54	指定した避難所について、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、収容人数や安全性、管理の状況など、その適切性について不断の見直しを行っているか。	「指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等について」(平成28年6月29日 内閣府政策統括官(防災担当)付参事官(調査・企画担当)・参事官(被災者行政担当)、消防庁国民保護・防災部防災課長事務連絡)	1. 指定緊急避難場所・指定避難所の指定について ○既に指定を行った避難場所・避難所についても、法や本通知等の内容を踏まえ、その適切性について不断の見直しを行うこと。
		55	高齢者や障害者、妊産婦等の特に配慮が必要な方々を受け入れる福祉避難所を設置できるよう、あらかじめ候補となる施設を選定しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.13	1. 運営体制の確立(平時) 2. 避難所の指定 「対策項目1 災害想定を考慮し避難所を確保する」
		56	各避難所の運営を支援するため、避難所運営の担当(部署、職員)をあらかじめ決定しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.10	1. 運営体制の確立(平時) 1. 避難所運営体制の確立 「対策項目1 災害対策本部・避難所支援班を確保する」
		57	避難所の開設・運営に必要なマニュアルや書類(避難者名簿、備蓄物資一覧表等)を作成しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.15、16	1. 運営体制の確立(平時) 3. 初動の具体的な事前想定 「いざ避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアルや書式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要がある」 「対策項目2 必要な書式等を作成する」
		58	各避難所におけるニーズに対応できるよう、災害対策本部と避難所間の通信手段を確保し、避難所ニーズを把握・連絡する体制を整えているか。	「避難所運営ガイドライン」p.11	1. 運営体制の確立(平時) 1. 避難所運営体制の確立 「対策項目3 災害対策本部と避難所の連絡体制を確立する」
		59	早期に自主避難に移行できるよう、住民用の避難所生活の心構え等の啓発資料の作成、自主防災組織等の地域住民を主体とする避難所の運営体制の構築、自主防災組織や自治会等と協働で避難所運営訓練を実施しているか。	「避難所運営ガイドライン」p.15、17 「自主防災組織の手引」p.63	1. 運営体制の確立(平時) 3. 初動の具体的な事前想定 「いざ避難所を立ち上げるためには、避難所運営のためのマニュアルや書式等を事前に準備しておき、関係者で共有し、訓練等でその実効性を検証しておく必要がある」 「対策項目4 避難所運営マニュアルを用いた訓練を実施する」
		60	避難所の良好な生活環境の整備のための施設、設備の整備、定期的な点検等に努めているか。	「防災基本計画」p.34 「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」 「避難所運営ガイドライン」 「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」 「避難所におけるトイレの確保・運営ガイドライン」	「防災基本計画」p.34 ○市町村は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の施設の整備に努めるものとする。 ○市町村は、指定避難所において貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図るものとする。
災害応急対策(被災者支援)	災害応急対策(被災者支援)	61	災害対策本部に、被災市区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支援員による支援を含む。)等に基づく応援受入れの総合窓口として、人的支援の申出の受付、支援ニーズの把握など、支援を調整する担当組織を設けることをあらかじめ定めているか。	「防災基本計画」p.49 「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」p.20 「市町村のための水害対応の手引き」p.28	第2編 第2章 第2節5 広域的な応援体制 「(国(総務省)は、地方公共団体等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム(災害マネジメント総括支援員による支援を含む。)に基づき、全国の地方公共団体による被災市区町村への応援に関する調整を実施するものとする。」「第4条(関係機関の連携) 関係機関及び総務省は、システムに基づく応援職員の派遣が密接な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡調整を行うものとする。 第四章 1. (1) 受援班/担当の設置 「災害対策本部体制に「受援班」もしくは「受援担当」を設置するべきである」 5. 応援の受け入れ体制の確保 ●受援計画の策定(受援調整組織を設置し対応を一元化) 「受援を総括する組織(受援調整担当)を災害対策本部内に設置し、専任の職員を配置する」
		62	災害対策本部の各班や各課に業務担当窓口(受援)を設けることをあらかじめ定めているか。	「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」p.24	第四章 1. (3) 各班/課の業務担当窓口(受援)の配置 「災害対策本部の各班や各課に業務担当窓口(受援)を配置する」
		63	発災時早期から応援を受けられることができるよう、近隣市町村と相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ●災害時相互応援協定の締結 「発災早期から応援を受けられるよう近隣市町村と相互応援協定を締結する」
		64	同時的な被災を避ける観点から、遠方の地方公共団体と相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ●災害時相互応援協定の締結 「同時被災を避ける観点から遠方の地方公共団体との協定締結も考慮する」
		65	他団体に迅速に支援を要請するため、防災関係機関の連絡先リストをあらかじめ作成しているか。	「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」p.43	2.4.4 緊急連絡先の整理 「緊急連絡先等をあらかじめ整理し、更新しておく。」
		66	支援物資確保、ライフライン復旧等のために、民間企業等と災害時相互応援協定を締結しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.27	5. 応援の受け入れ体制の確保 ●災害時相互応援協定の締結
		67	被害情報収集、安否確認、避難所運営、被災者の生活再建支援などの災害応急対策を応援を受けながら遂行する体制がとられているか。	「防災基本計画」p.24	第2編 第1章 第6節 2. 情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係 「地方公共団体及び防災関係機関は、……応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援期間の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。」
		68	大規模災害が発生した場合には平常時のように物資を確保できないことを想定し、想定避難者数に応じた、毛布・飲料水・非常食等を備蓄するとともに、追加調達ができるよう、手順等を定めているか。また、想定避難者数については、適時適切に見直しを行っているか。	「防災基本計画」p.37 「避難所運営ガイドライン」p.14	第2編 第1章 第6節 8. 物資の調達、供給活動関係 「地方公共団体は、備蓄を行うに当たって、大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平常時のように実施できないという認識に立ち、初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか、……」 1. 運営体制の確立(平時) 2. 避難所の指定 「対策項目5 避難所として確保すべき備蓄を実施する」
救助物資の備蓄・輸送	救助物資の備蓄・輸送	69	国、都道府県など他地域からの支援物資を受け入れるための物資の集積拠点をあらかじめ複数箇所確保しているか。	「防災基本計画」p.37	第2編 第1章 第6節 8. 物資の調達、供給活動関係 「地方公共団体の備蓄拠点については、輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるようあらかじめ体制を整備するものとする。」
		70	民間の物流事業者と協定を締結するなど、救助物資を各避難所に届けるための手段、手順をあらかじめ定めているか。	「防災基本計画」p.74	第2編 第2章 第7節 物資の調達、供給活動 「被災地方公共団体は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され引渡された物資について、被災者への供給を行うものとする。」
		71	災害ボランティアセンターの開設・運営主体となる市町村社会福祉協議会等との間で、双方の役割分担を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.30	6. ボランティアとの連携・協働 ●ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携 「災害VOC開設・運営等発災時の対応について、(中略)市町村社協や、都道府県、都道府県社協等と事前に協議するなどの検討を実施する」
ボランティアの受入れ	ボランティアの受入れ	72	市町村社会福祉協議会、ボランティア団体等と協働して、定期的に、連携訓練、研修、交流会等を実施しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.30	6. ボランティアとの連携・協働 ●ボランティア受入に関する役割の分担と平時からの連携 「平時から、市町村社協や、ボランティア団体等と協働して、連携訓練や研修、交流会を実施するなど、「顔の見える関係」の構築を図る」
		73	発災直後から行われる廃棄物の撤去、適正処理等のため、仮置き場の候補地を選定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.41	9. 災害廃棄物対策 ●災害廃棄物処理計画の策定 「発災直後から行われる廃棄物の撤去、被災家屋からの持ち込み廃棄物(片付けごみ)等を適正に処理するため、ある程度の広さの仮置き場を複数箇所選定する」
復旧	復旧	74	被災者台帳に記載・記録する事項を具体的に定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	3 「被災者台帳に記載・記録する事項(データ項目)を定めているかどうか。」
		75	被災者台帳作成に必要な情報の保有部署を把握し、情報収集の方法を定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	4 「被災者台帳作成に係る情報保有部署(被災者台帳に記載・記録する事項に関する情報を有する部署又は発災後に当該情報を作成若しくは収集する部署)を把握しているか。」 5 「情報保有部署における被災者台帳記載・記録項目に関する情報の保有形式は把握しているか。」 6 「被災者台帳の作成方法の検討」
		76	被災者台帳情報の利用ルールを定めているか。	「被災者台帳作成チェックリスト」	15 「台帳情報の利用ルールを定めているか。」
		77	住家被害認定及び罹災証明書の発行を速やかにできるよう、担当部署を決定しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「担当部署と庁内応援体制の決定」
		78	住家被害調査及び罹災証明書の交付について、他の市町村等からの受援体制を整備しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「他の地方公共団体・民間団体との協定締結等」
被害認定・罹災証明書	被害認定・罹災証明書	79	住家被害認定及び罹災証明書の発行を速やかにできるよう、マニュアルを整備するとともに、研修を実施しているか。	「市町村のための水害対応の手引き」p.33	7. 生活再建支援 ●住家被害認定調査・罹災証明書交付に係る実施体制の整備 「担当部署と庁内応援体制の決定」 実施体制、業務フロー、必要な資機材等をマニュアル等としてまとめておく。